

ひ 広報

ひのはら

4 月号

平成 30 年
(2018 年)
No.468

春の夜の灯火

。。。 主な内容 。。。

檜原村長施政方針等	2~7
平成30年度檜原村予算決まる	8~11
国民健康保険制度が変わります	12
健康診査・がん検診について	14・15
高齢者等のごみ収集支援事業について	23
肺炎球菌ワクチン予防接種について	28

平成30年度

檜原村長施政方針



平成30年第1回檜原村議会定例会の開催に際し、平成30年度当初予算、および関連諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政運営にかかわる所信と施策の概要を申し述べ、議員各位ならびに村民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

《はじめに》

平成30年は穏やかな幕開けとなりましたが、昨年は私たちを取り巻く政治情勢は、村民生活に直接影響の出そうな都議会議員選挙と、安倍総理の実績がどのように評価されているかを問う、衆議院議員選挙が行われました。

都議会議員選挙は小池知事与党の都民ファーストが、与党第1党となる一方、自民党は大敗し公明党に次ぐ第3党になりました。

その後行われた衆議院議員選挙では、自民党が単独過半数を獲得したことは皆さんご承知のとおりでございます。

こうした政治情勢の中、東京都の小池百合子知事は、平成30年度予算において、新たな予算としてサテライトオフィスへの補助等は、三多摩格差是正の中でも自然豊かな西多摩地区を意識した、予算を組んでいただいたものと改めて感謝申し上げます。

私は檜原村の将来像を描く時、東京都の環境保全地区としての檜原村の地位を確立することにあると思っています。檜原村は環境の良い村だからこそ、図書館や住宅をはじめ公共施設は全て木質化をすすめました。清流を護るために積極的に下水道整備を進めています。豊かな木材資源の有効活用として、薪製造や薪やチップを燃料とするボイラーの設置をし、街路灯や庁舎のLED化と電気自動車や急速充電スタンドの導入等、環境施策を積極的に進めて、「環境先進村檜原」として、ブランド化を進めてまいりました。

住宅政策は若者向け住宅を建設してまいりました。平成30年度も新たに建設を予定していますが、村営住宅を計画的に安定供給して行くためには、なんと言っても住宅地の確保が一番の課題でございます。村民の皆様から不動産の動きについての

情報提供等、ご協力をお願い申し上げます。

近年若者が村に住みたいとの希望も多く聞

かれ、大変嬉しい限りですが、長期的に生活していただくためには、安定した生活を送れるために、新たな産業振興を目指し、雇用の場を確保する事が大事です。木材資源の活用や新たな農業支援等について、研究と支援を進めて参りたいと思います。

そして、今年は毎年開催している「払沢の滝ふるさと夏まつり」が、30年を迎えますので、節目の祭りにしたいと思います。

また村内各地で開催されている獅子舞や三番叟などの郷土芸能を一堂に会した芸能祭も考えています。

村民の皆さんに楽しんでいただけるように努めて参ります。

《国・東京都の動き》

はじめに、国の動きについて申し述べます。

平成13年より自民党政権下で、毎年発表する経済財政改革の基本方針については、例年6月頃に閣議決定されますが、政府は「経済財政運営と改革の基本方針2017」、いわゆる「骨太の方針2017」において、「経済再生なくして財政健全化なし」という経済哲学のもと、平成30年度は「経済・財政再生計画」で定めた集中改革期間とした3年間の最終年度に当たる予算としております。

平成29年12月22日に政府予算案が閣議決定され、予算編成に当たっての基本的考え方では、経済再生最優先の旗印の下、経済の好循環を加速する施策を充実させる方向性を明記する一方、財政再建もおろそかにせず、基礎的財政収支（P B）黒字化目標は堅持すると重ねて強調しております。

安倍政権の看板政策である「人づくり革命」では、人生100年時代を見据え、社会保障制度を全世代型社会保障へ転換し、人への投資を拡充し、保育の受け皿を広げる予算などを計上。

「生産性革命」には、持続的な賃金上昇とデフレ

からの脱却につなげるため、生産性向上のための施策を推進。

「財政健全化」も国債発行額を6年連続で縮減するなど、着実に進展させるとしております。

平成30年度予算案の規模を示す一般会計の歳出総額は、平成29年度比2,581億円増の97兆7,128億円と6年連続で過去最大を更新しました。戦後2番目の景気回復期が続くなか、高齢化で年金や医療にかかる社会保障費の拡大が止まらず、税収増を大きく歳出が上回り歳出改革は道半ばで、借金頼みの財政運営が続く状況となっております。

また、本村にも直接影響のある地方交付税は社会保障費、国債費に次ぐ大きな予算であります。交付税の算定を見ますと、所得、法人、酒、消費の国税4税の法定率分などで14兆6,583億円が確保され、これに臨時財政対策特別加算をプラスして、国の一般会計から交付税特別会計に入るベースでは2年ぶりのマイナスとなる500億円減の15兆3,606億円、特別会計から自治体に配る出口ベースでは6年連続マイナスの16兆85億円となりました。

続いて、東京都の動きについて申し述べます。

小池都知事が就任され2回目の予算編成となりました。平成29年7月21日東京都は予算の基本方針として、

第一に、セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティの「3つのシティ」を実現し、「新しい東京」を創り上げる。

第二に、ワイズスペンディング（賢い支出）で都民ファーストの視点に立った取組みの推進。

第三に、東京2020大会の開催準備に係る取組み。を基本として編成することと通達を出し、「人が生きる、人が輝く東京へ 重点施策方針2017」の実現に向けた取組みを始め、「2020年に向けた実行プラン」の事業案のうち新規・拡充を行うものについては、シーリングの枠外、その他の事業は原則ゼロシーリングと指示しました。

その結果、一般会計予算規模は、平成29年度比1.3%増の7兆460億円で2年ぶりの増加となりました。

歳入で大きな割合を占める都税は、前年度比2.8%増の5兆2,332億円となりましたが、地方消費税の配分基準を国が見直したために、その影響額は1,040億円の減収と見込まれ、平成28年度決算を下回ることとなりました。

この、東京都に配分された地方消費税の半額は、市町村に渡る仕組みで、地方消費税の減収については懸念していたところでありますが、そのほか多摩

振興に関する予算では、市町村に対する総合的な財政支援を行い、市町村の行財政基盤の安定・強化と多摩島しょ地域の振興を図る東京都市町村総合交付金は、村の財政運営を大きく左右するものであります。このうち政策連携枠として電気自動車普及促進や待機児童対策等に、20億円が充てられる見込みであります。

東京都知事が「多摩・島しょ部への更なる支援が必要」とであるとご理解いただけたものであり、知事をはじめ関係各位に改めてお礼を申し上げます。

《平成30年度予算編成基本方針》

次に、檜原村が抱える多岐にわたる主要な課題と対応について申し述べます。

国で云うところの「人づくり」に見られる幼児からの対応や、東京都が「超高齢社会への対策」に取り組んでいく必要性に言及しましたが、既に村では何年も前からその問題に対応してまいりました。

そのような中、平成29年10月25日、課長・係長職に対して平成30年度の予算編成にあたっては、平成26年度からスタートし、事業年度5年目となり折り返しを迎える第5次総合計画及び檜原村総合戦略に掲げた施策を着実に推進していくため、税収入を始めとする各種収入の確保、受益者負担の適正化等、財源の確保に努める一方、行財政改革を継続しつつ、村の住み良さをより高めるための少子・高齢化対策や村特有の課題に対応するための福祉施策の充実、雇用の創出と税収増が期待できる村の自然環境と地域特性に適合する企(起)業の誘致及び用地確保、自然エネルギーを活用した環境対策、移住・定住促進のための空き家の活用と永住を目的とする住宅環境整備、雇用・防災・環境・産業・観光・自然の循環型社会の構築を図り、行政・住民・関係者等が相互に連携を持って取組む、ひのはら緑(力)創造事業、エコツーリズムの推進に連動した観光基盤の整備など時代に適合した施策に再構築し、「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村づくり」を基本理念に、「癒しの村」づくりの実現を目指し

1. 「人々が住みたくなる村づくり」として、自然環境の保全と公害防止を目的とする各種施策の充実・強化、生活周辺環境の変化に適應する住環境整備に関する補助の実施、下水道、簡易水道、じん芥、し尿処理等の生活環境の充実、防犯防災対策、生活交通関連事業。

2. 「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」として、やすらぎの里を中心とした医療・保健・福祉の更なる充実、平成30年度からの「第3次健康ひのはら21」「第5期障害福祉計画」「第7期介護保険事業計画」等に基づく施策の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づくりと見守り対策、介護サービス事業の充実、介護保険、後期高齢者医療対策支援、少子高齢化対策事業。
3. 「森や水と調和した産業振興の村づくり」として、ひのはら緑(力)創造事業、森林資源の活用と森林保全の実施及び更なる地場材の利用促進、村の自然や歴史、文化等を生かしたエコツーリズムの推進による観光振興、檜原ブランドの確立による檜原産材等の特産品を生かした産業振興、第三セクター「めるか檜原」の活用によるミニスーパー等の運営、村の地形的特性と自然環境に配慮した企業の誘致及び個人事業主を対象とする企(起)業家支援制度、薪燃料等の活用による新たな自然エネルギー利用事業、じゃがいも焼酎製造の事業化等地域の活力と地域資源を活かす活性化事業。
4. 「心豊かな村民を育む村づくり」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、海外派遣事業等の人材育成事業、重要文化財「小林家住宅」及び登録有形文化財「旧高橋家住宅」の活用事業、伝統芸能の承継事業、郷土芸能祭の開催、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から高校生等までの教育環境充実事業。
5. 「参加と交流の村づくり」として、永住を目的とする住宅建設施策の拡充、空き家等を活用した新たな定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業。

以上の5点を重点施策とし、創意と工夫で最小の経費で最大の効果が得られるよう、予算編成に取り組むことを指示したところでございます。

《平成30年度基本施策》

このような背景の下に、「第5次檜原村総合計画」に掲げる将来像の実現に向けた村の基盤整備における施策の基本方針として「森と清流を蘇えらせ、未来に誇れる活力のある村」の施策体系に沿って主要施策を中心に申し上げます。

(1) 人々が住みたくなる村づくり

村に住み続けたいと考える若い世代が安心して暮らせ、村外の方が村に安心してUターン・Iターンできるよう、また、自然に近い生活を求める声があちこちで聞かれるようになって来た昨今、住環境整備の充実、安全で安心の村づくり、子育て・教育・高齢期を元気に生き生きと暮らすための支援、そして自然環境の保全に努め、村民の定住と受け入れ化を図ってまいります。

下水道事業では、30年度は数馬地区内での工事を行います。これらの財源については、国費のほか東京都からの財政支援を受け、起債については、有利な辺地債を利用するとともに曲がり管や、露出管を極力採用するなど、引き続き工事費の軽減を図ってまいります。

簡易水道事業につきましては、北秋川水系で継続して実施している配水管布設替工事を本年は、小沢地区等で行い北秋川水系は完了する予定であります。

じん芥、し尿処理等の充実につきましては、西秋川衛生組合の熱回収施設も順調に運営されており、計画に基づいた事業が順調に進んでおります。

村では、近年の廃棄物処理を取巻く社会情勢及び地域特性を考慮した新たな基本方針・施策を盛り込んだ「檜原村一般廃棄物処理基本計画」の策定をいたしました。これからも更なる廃棄物の減量・資源化を推進してまいります。

し尿処理につきましては、秋川衛生組合を統合し、西秋川衛生組合が事務事業を継承しておりますが、し尿を処理するだけでなく発生する汚泥を資源化するための汚泥再生処理センターの整備を行っており、住民の生活に支障をきたすことなく順調に事業が進んでおり、平成30年度中に稼働予定となっております。

また、村では、独自事業として、高齢者等を対象とした戸別収集を実施し、村民の皆様の安心と利便性の向上に努めてまいります。

生活交通関連では、都道第33号線の本宿地内における東京都建設局による橋架設工事につきましては、既存の1号橋の手直しと新設の3つの橋の架

設計画について、引き続いて工事が継続されます。

あきる野市との境に位置する「秋川南岸道路」の橋梁並びにトンネルの計画につきましては、引き続き基本設計を行っており早期の完成に向け、東京都西多摩建設事務所に要望しておるところで、関係者の方々のご協力に改めて御礼を申し上げます。

どうしても生活のために自動車に乗り続ける必要のある高齢者を対象とした、先進安全自動車に乗り換えていただくよう促す補助制度、及び運転免許証を必要としない高齢者の方には、免許証の返納を引き続き奨励していきます。

路線バスの走らない地域で、交通手段を持たない高齢者と児童・生徒を対象とするデマンドバスの運行につきましては、従来より実施いたしておりました藤倉地区・神戸地区および笛吹・上平地区での運行に続き、泉沢・日向地区での実証運行を開始し、路線バスへの接続や日常生活の足として利用いただけるようになりました。今後も利用者の声を聞き、使いやすいデマンドバスを目指してまいります。

(2) 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり

新たに、平成30年度より心身ともに健康づくりの環境整備を目途とした「第3次健康ひのはら21」、高齢者の健康と福祉の増進を図る計画となる「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」また、障害者の日常生活及び社会生活を支援するための「第5期障害福祉計画」は、障害児の健やかな育成のための発達を支援する「第1期障害児福祉計画」と一体となり、平成32年度までの3カ年の基本的事項や目標を定め村民福祉の向上を図ってまいります。

また、平成30年度より国民健康保険制度が、都道府県ごとの単位で運営されますが、国民皆保険の最後の受け皿である国保に加入されている村民に、急激なご負担が及ばないように対応してまいります。

私は、村長就任当初より、子育てにやさしい村づくりの実現のため、妊娠時の健診から高校生に至るまで、様々な助成制度を他の市町村に先駆けて実施してまいりました。妊産婦健診・新生児聴覚検査・出生祝い金・乳幼児歯科健康診断・保育園での保育料半額から全額補助・中学生までの医療費無料・乳幼児育児用品の購入助成・小中学生の入学祝金・給食費補助・小中学生のバス通学費無料と高校生等への通学費補助・校外学習や修学旅行の交通費助成・臨海学園の経費の全額助成・中学2年生を対象としたオーストラリアへの海外派遣・歯のフッ素塗布無

料などは、今後も引き続いて実施してまいると共に、感染力の強いインフルエンザの予防接種は高校生まで対象者を広げてまいります。

また、病気にかかった子どもに対し、保育と医療の両面からサポートする「病児・病後児保育室」を阿伎留医療センターの敷地内にあきる野市・日の出町と共同で設置し、利用できるようにいたします。

長い間、村の発展のため、尽力されてきた高齢者の方々には、住みなれた地域で安心した生活を続けられますよう、また、日々の過ごし方が多様化している高齢者の方々に対応できるよう、様々な高齢者支援施策を展開し、環境整備を行ってまいります。

ご本人とご家族の安全安心のために、複数の見守り事業を実施するとともに、買い物をするための交通手段の無い、高齢者を対象にした買い物支援事業や、様々な制約によりデマンドバスの運行が難しい地区を対象に外出支援事業を立ち上げたところですが、今後も利用状況等を反映させ、事業内容の充実を図ってまいります。

高齢者医療につきましては、高齢者の方々は、加齢とともに医療機関を利用される方も多く、個人の負担も増していることから、村単独事業である75歳以上の医療費の半額助成を引き続き実施し、高齢者の方々の負担軽減を図ってまいります。

重度の障害者の方々への支援として、タクシー乗車料金等の交通費助成や障害者(児)短期入所補助金を継続いたし、障害者の方々に対する生活環境の整備・充実を図ると共に、要介護者のタクシー乗車料金等の助成も続けてまいります。

村の地域医療につきましては、檜原診療所が一手に担っておりますが、今後も医師の安定確保と最新の医療機器の充実を図ってまいります。

全村を網羅する健康推進員には子ども期から高齢期までのグループ分けによる健康意識の高揚・啓発に努めていただき、予防医療の充実を図ることで、医療費の削減と疾病の早期発見・早期治療につなげるとともに、特に30年度はがん検診の受診率向上等を図ってまいります。

(3) 森や水と調和した産業振興の村づくり

村を覆う樹木は、自然の豊かさを象徴する反面、時には台風や降雪により生活インフラに大きな影響を与えます。その災害予防と生活を守るため、ひのはら緑(力)創造事業を積極的に展開し、自然と共生する生活環境の整備を図ってまいります。

又、各種事業により伐採された樹木の利用促進を

図るため、用材や薪・チップとしての利用のほか檜原産材としての付加価値を上げると共に木工製品等の開発に努め、村をPRする一助としてまいります。そのための手段として、木材の品質管理、保証等を認証するシステムの構築や木材を使ったおもちゃ、玩具の村を目指すトイ・ビレッジ構想に着手し、地場産材を地元で加工することによる、定住化、産業、観光に活かす取組みを積極的に進めてまいります。

村では、豊富な自然環境を最大限活用する施策として「エコツーリズム」を推進して行きます。環境保全・観光振興・地域振興という3要素の最適なバランスを保っていくエコツーリズムの概念は、まさしく檜原村の地域特性に適したものであり、平成28年度から検討を重ねてきた「檜原村エコツーリズム推進全体構想」も29年度中には国の認定が受けられる予定で、30年度にはこれまでも開催してきたガイド養成講座等による人材育成、自然環境等への負荷を見守るモニタリング手法の検討、エコツーリズムの推進体制強化や利用者の利便性を図るためのインフォメーションセンター整備など、エコツーリズムの推進に向けた様々な取組みを展開し、地域振興につなげてまいります。

「じゃがいも焼酎」の製造事業につきましては、30年度に基本計画を纏め上げ、翌年には施設・設備の設計に着手したいと考えておりますが、焼酎作りのみに特化するのではなく、原料であるジャガイモの生産で多面的な効果を得られるよう計画していきます。

林道関係では、笹野向林道開設工事、立山林道開設工事で約280m、東京都施工の板東沢丹田林道で約200mの開設工事を計画してまいります。

これらの工事は、林業関係者だけでなく、将来的に村が重点施策として位置づけている、エコツーリズムの事業推進を後押しするとともに、人工林を始めとする樹木の搬出が可能になり、木質バイオマス等の利活用事業にも寄与すると考えますので、積極的に事業展開してまいります。

今年の冬は寒さが厳しく、弘沢の滝も12年ぶりの完全結氷でマスコミの影響もあり、多くの人々が冬の檜原村を訪れました。

国内では、インバウンド観光が拡大しており今後は村を訪れる観光客に、外国人も増えてくるものと思われまます。このような中、駐車場の確保については頭を悩ませているところですが、本宿地内へ大型バスが駐車できるスペースを確保してまいります。

村内には働く場所が少なく、企業による村内への進出について補助をする「企(起)業誘致制度」があ

りますが、その多くはまとまった用地の希望があり、その土地の確保がネックとなっております。このため、小規模な用地或いは住宅でも始められる起業家にも制度が該当できるよう内容を見直すとともに、知事の提唱する「サテライトオフィス設置等補助事業」についても注視してまいります。

(4) 心豊かな村民を育む村づくり

日本各地で少子化が進み、郷土芸能の継承が危ぶまれています。檜原村でも例外ではなく、平成28年度、29年度の2ヵ年に渡り多くの皆様のご協力をいただき、継承と保存のために細部まで記録した貴重な映像が完成いたしました。

今年は、明治維新から150年といわれていますが、村には近代国家へと歩み始める前から継承されてきた多くの郷土芸能があります。当時と変わらぬ空気を皆さんで感じていただくよう、秋には「郷土芸能祭」を実施いたします。

世の中は、めまぐるしい速さで変化しております。子供たちの学び舎における教育関係も例外ではありません。小学校での道徳は30年度、英語は32年度、中学校の道徳は31年度に随時、教科化されていきます。小中学生の学力をより確実なものにするよう、30年度より放課後学習を希望者に実施いたします。

平成29年度途中からになりますが、村に一定期間住み続けた奨学生に対し、育英資金の償還を免除するなど、奨学金の貸付をより利用しやすくしておりますので、新年度に当たり多くの人にご利用いただきたいと存じます。

村の少人数での教育環境においては、時には多くの人と交流し、様々な体験をすることも必要となります。そこで、社会教育では、村外で事業を実施することにより「村にはない体験の場」を多摩・島しょ連携事業を活用し、利島村や真鶴町のご協力をいただきこれからも提供してまいります。

文化財関係では、小林家住宅利用者を主としたトイレの設置や、旧高橋家住宅の公開に向けて周辺整備、修復計画について文化庁との協議を進めてまいります。

村では、村民の皆様は心の安らぎとゆっくりとした至福の時間を過ごしていただけるよう、既存の施設を利用したコンサートを行い、好評を得ているところでもあります。また、村内外から多くの人々が訪れる施設である「都民の森」を会場として、山の日や三頭山の日イベントやコンサートを行い、あわせて地域の活性化につなげていけるよう計画いたし

ます。

(5) 参加と交流の村づくり

空き家及び定住対策につきましては、空き家の流通がよりスムーズに進むよう不動産業者の協力も求めてまいります。

また、高齢となった親の見守りを兼ね同居、或いは村内に居住する場合の新たな補助金の制度や、空き家を地域の活性化の拠点として活用するなど、空き家利用のための補助や制度等を見直してまいります。

村営住宅につきましては現在、上元郷に戸建て住宅5棟、集合住宅1棟を建てる計画で造成工事を行い、30年度に建物の実施設計を行います。造成費には多額の費用を要します。そのような中、村民から無償でいただいた土地に建設した住宅については、将来的には原則、村民に還元していこうと考えております。そのような住宅を30年度は小岩地内に建設してまいります。

地域におけるコミュニティ活動につきましては、人口の減少に伴い、厳しい活動状況となっているところもございます。

しかし、地域によっては、村おこし事業などの新たな事業を地域ぐるみで行うことで、地域が明るく元気になり活性化している事例が増えております。

今後も少数精鋭を大切に、元気に活動する地域を応援してまいります。

また、村では、国の「地域おこし協力隊制度」を活用し平成29年までに5名の隊員を採用しております。村の地域おこしに新鮮な刺激を与えてくれた2名の隊員の任期が終わりますので、平成30年度も1名の隊員を採用する予定であります。

協力隊員には、村内での活動のみならず、村の魅力や情報発信につきましても、様々な角度からの目線でこれからも発信を続けてほしいと願っております。

本年は、10年先を見据えた村の計画、「総合計画」の折り返し点になります。いま、世の中は昔とは比べ物にならないほどの物凄いスピードで変化しております。今後の後半の5年計画を見直すに当たり、広く村民の意見を聞き今後の行政に反映していく必要があると考え、「住民懇談会」を実施いたします。ぜひ、多くの村民の方にご出席いただき、共に住みよい村づくりが出来ればと考えております。

檜原村における村税収入は依然として低水準であり、今後、好転する要素も現在のところ見当たらないのが実情でございます。

このため、効率的で効果的な行財政運営を目指し、すべての事業の精査、村にとって有利となる補助制度の活用について、村行政組織全体で取り組んでいく所存であります。

今後も村民の皆様に過重な負担が生じることをないように、健全財政を堅持し、村民の皆様の福祉の向上、そして産業振興と雇用の確保等を推進するために必要とされる事業については、適切なタイミングで十分な経費を投入し「檜原村が檜原村でありつづけるため」に、檜原村の更なる活性化を図ってまいります。

《むすびに》

以上、私の施政方針を申し述べさせていただきましたが、地方自治体の将来像について、一定の条件を基に平成26年度に発表された増田レポートでは、檜原村も消滅可能性のある自治体の一つと数えられていました。

2月6日に開催された議員研修会において、檜原村の社会的人口動態を表にさせていただきましたが、住宅建設による効果ははっきりと出ていました。計画的に人口を安定させるシナリオを一つの目標に掲げて取り組むことが大事であると、改めて理解しました。

しかし自治体存続のために目標人口を何人と設定すべきであろうか。大変難しいところだと思えます。

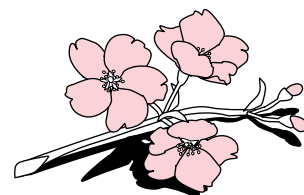
それはフランスやドイツには人口千人以下の自治体が、あたりまえのように存続しているからです。

全国各地を見渡しますと、一つの産業の衰退により人口10万人以上の市が現在は約1万人になり、60年前に人口1万人以上の町としてスタートしながら、現在は千人になっている町があります。

檜原村の本当の村づくりは、豊かな自然環境に恵まれた場所で生活したい人々が集い、人間らしい生活を続けられることこそが大事であり、村はそれを支える立場にあると思っています。

平成30年度も檜原村の人々の幸せを願い、住民に寄り添った行政運営を職員一丸となって取り組んでまいります。

議員各位には変らぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。平成30年度施政方針といたします。



平成30年度 檜原村予算決まる

平成30年度の檜原村の予算が、平成30年3月26日の議会において可決、決定いたしました。

平成30年度は第5次総合計画の5年目となり、計画に掲げた施策を着実に推進していくため、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、前年度に引き続き更なる行政改革を推進し、時代にあった施策に再構築し、「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村づくり」を基本理念に、「癒しの村」づくりの実現を目指し

1. 「人々が住みたくなる村づくり」として、環境保全を目的とした河川水質検査、不法投棄防止対策事業、地域の防犯防災対策、公共下水道、簡易水道、一般廃棄物、し尿処理等の生活環境の充実、道路・交通の充実、公共交通等の生活交通関連の推進事業。
2. 「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」として、やすらぎの里を中心とした医療・保健・福祉の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づくりと見守り対策、介護サービス事業の充実、介護保険、後期高齢者医療対策支援、少子高齢化対策事業。
3. 「森や水と調和した産業振興の村づくり」として、農地の保全を目的とした獣害対策事業、林業振興に対する林道整備事業、ひのはら緑(力)創造事業、森林活用と森林保全の実施と更なる地場材の利用促進事業、檜原ブランドの確立による特産品を活かした産業・観光振興事業、エコツーリズム事業の推進、村の地形的特

性と自然環境に配慮した企業の誘致事業、地域の活力と地域資源を活かす活性化事業。

4. 「心豊かな村民を育む村づくり」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞、東京ヒルクライム大会等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、重要文化財等の活用事業、伝統芸能の承継事業、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から高校生等までの教育環境充実事業。
5. 「参加と交流の村づくり」として、永住を目的とする住宅建設施策の推進、空き家等を活用した定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業、地域おこし協力隊活動事業。

以上の方針により平成30年度の予算規模は、35億4,200万円と対前年度比1.4%の減となり、福祉政策、生活環境の整備、移住・定住対策、産業振興、防災対策、文化と教育の充実等を図った予算としております。

また、特別会計は全7会計で20億300万2千円、対前年度比4.1%減とし、合計55億4,500万2千円で対前年度比2.4%減となりました。

なお、ここでは一般会計を中心にお知らせいたします。平成30年度歳入歳出予算及び主な事業はそれぞれ別掲のとおりです。

平成30年度 檜原村予算概要

(単位：千円)

区 分	平成30年度予算	平成29年度予算	増(△)減額	増 減 率
一 般 会 計	3,542,000	3,593,000	△ 51,000	△ 1.4
特 別 会 計	2,003,002	2,088,002	△ 85,000	△ 4.1
国民健康保険	564,000	638,000	△ 74,000	△ 11.6
事業勘定	339,000	420,000	△ 81,000	△ 19.3
診療施設勘定	225,000	218,000	7,000	3.2
簡易水道	205,000	251,000	△ 46,000	△ 18.3
都民の森管理運営事業	124,002	124,002	0	0.0
下水道事業	495,000	466,000	29,000	6.2
介護保険	481,000	486,000	△ 5,000	△ 1.0
介護サービス事業	47,000	44,000	3,000	6.8
後期高齢医療	87,000	79,000	8,000	10.1
合 計	5,545,002	5,681,002	△ 136,000	△ 2.4

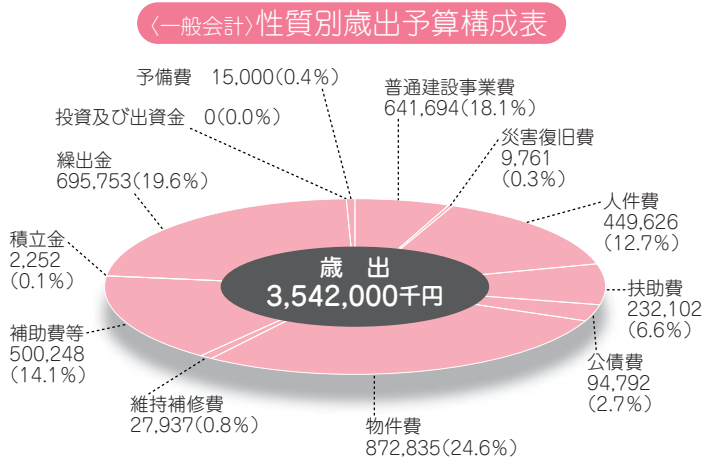
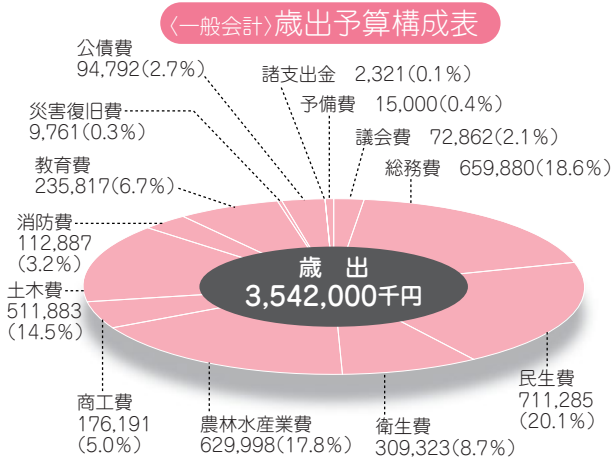
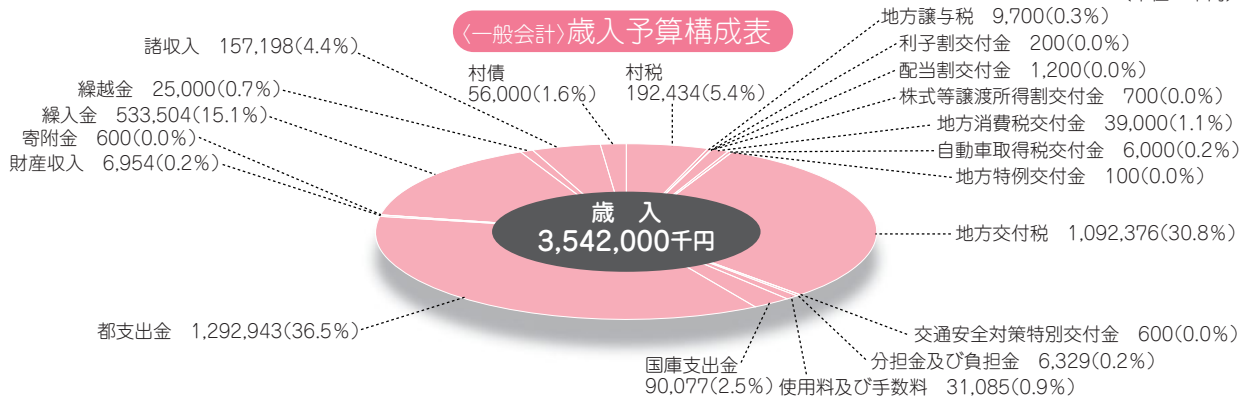
※一般会計予算額の中には、特別会計への繰出金695,672千円が含まれております。

※予算書は役場住民サロン、やすらぎの里、図書館、郷土資料館、及び福祉センターに備えてあり、自由に閲覧できます。

区 分	繰出金額	区 分	繰出金額
事業勘定	42,625	介護保険	87,828
診療施設勘定	36,547	介護サービス事業	15,956
簡易水道	63,802	後期高齢者医療	59,030
都民の森管理運営事業	124,000		
下水道事業	265,884	合 計	695,672

平成30年度 檜原村一般会計予算

(単位：千円)



一般会計性質別歳出の状況

(単位：千円、%)

	平成30年度		平成29年度		比較増減	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	伸び率
1. 人件費	449,626	12.7	445,148	12.4	4,478	1.0
2. 物件費	872,835	24.6	903,088	25.1	△ 30,253	△ 3.3
3. 維持補修費	27,937	0.8	25,689	0.7	2,248	8.8
4. 扶助費	232,102	6.6	228,869	6.4	3,233	1.4
5. 補助費等	500,248	14.1	464,882	12.9	35,366	7.6
一部事務組合に対する	71,911	2.0	77,400	2.2	△ 5,489	△ 7.1
その他	428,337	12.1	387,482	10.8	40,855	10.5
6. 普通建設事業費	641,694	18.1	657,707	18.3	△ 16,013	△ 2.4
補助事業費	56,443	1.6	53,327	1.5	3,116	5.8
単独事業費	585,251	16.5	604,380	16.8	△ 19,129	△ 3.2
7. 災害復旧費	9,761	0.3	10,761	0.3	△ 1,000	△ 9.3
8. 公債費	94,792	2.7	92,780	2.6	2,012	2.2
9. 積立金	2,252	0.1	3,950	0.1	△ 1,698	△ 43.0
10. 投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11. 繰入金	695,753	19.6	745,126	20.7	△ 49,373	△ 6.6
12. 予備費	15,000	0.4	15,000	0.4	0	0.0
合計	3,542,000	100.0	3,593,000	100.0	△ 51,000	△ 1.4

平成30年度 おもな事業

1. 人々が住みたくなる村づくり

(1) 自然環境の保全と公害防止

- 自然環境の保全
 - ・河川水質検査委託
- 不法投棄や公害の防止
 - ・不法投棄処理委託
- 循環型社会づくり
 - ・資源回収団体助成
 - ・生ごみ処理機購入補助
 - ・廃棄物減量等推進審議会委員報酬
 - ・薪利用普及啓発業務委託
 - ・薪燃料製造施設運営委託
 - ・薪ストーブ設置等補助
 - ・薪利用拡大補助
 - ・チップ運搬車両購入
- 環境衛生・環境美化の向上
 - ・ふれあいデー(村内一斉清掃)経費
 - ・ハチ駆除委託
 - ・浄化槽設置補助
 - ・日照の確保に伴う補助
 - ・定住化のための簡易水道補助
 - ・し尿汲取委託(144世帯)
 - ・有料し尿汲取委託
 - ・無臭トイレ及びボース延長汲取委託(69世帯)
 - ・し尿汲取不可能世帯補助(36世帯)
 - ・浄化槽設置家庭清掃補助(単独35世帯、合併57世帯)
 - ・一般廃棄物収集委託
 - ・西秋川衛生組合負担金
 - ・衛生委員業務委託

(2) 簡易水道・下水道の整備

- ・簡易水道特別会計繰出金
- ・下水道事業特別会計繰出金

(3) 道路・交通の充実

- 生活道路等の維持・管理
 - ・板東沢残土処分場監理・監視業務委託
 - ・板東沢残土処分場建設工事
 - ・公共用地境界確定測量委託
 - ・土地購入費
 - ・道路用地等登記事務委託
 - ・物件補償
 - ・道路等維持補修資金
 - ・道路維持補修工事
 - ・村道第60号湯久保線石積補修工事設計委託
 - ・村道地質調査委託
 - ・村道第67号総角沢線舗装工事
L=68.0m A=524㎡
 - ・村道第53号中里線舗装工事
L=10.0m A=148㎡
 - ・村道第60号湯久保線舗装工事
L=61.0m A=117㎡
 - ・村道第67号総角沢線補修工事
L=15.5m 横断側溝補修5m
 - ・村道第12号大野線補修工事
L=11.9m A=46㎡
 - ・村道第68号落合線舗装工事
L=193.5m A=785㎡
 - ・橋梁維持補修工事
 - ・橋梁長寿命化修繕計画策定委託
 - ・村道第12号大野線仮橋撤去工事
 - ・西川橋照明設置工事
 - ・河川工事
 - ・河川維持補修資金
- 安全な道路環境づくり
 - ・除雪資金
 - ・道路清掃等業務委託
 - ・村道除雪補助
 - ・林道除雪補助
 - ・林道除雪資金
 - ・農道除雪補助
 - ・農道除雪資金
 - ・除雪機購入費補助
- 公共交通機関等の充実
 - ・バス路線維持費補助
 - ・地域公共交通活性化協議会運営補助
 - ・地域公共交通会議委員報酬
 - ・公共交通改善推進支援業務等委託
 - ・やまびこ運行委託

(4) 交通安全・防犯対策の充実

- 交通安全対策の充実
 - ・五日市交通安全協会檜原支部補助
 - ・五日市交通安全協会負担金
- 防犯対策の強化
 - ・防犯協会負担金
 - ・防犯灯修繕
 - ・防犯カメラ設置委託
 - ・防犯灯電気料
- 消費者対策の充実
 - ・消費生活相談員謝礼
- 防犯意識の向上
 - ・安全・安心むらづくり協議会委員謝礼
 - ・振り込め詐欺防止機能付電話機設置委託
 - ・振り込め詐欺防止機能付電話機設置補助
- (5) 消防・防災対応の強化
 - 常備消防の充実
 - ・常備消防委託
 - 非常備消防の体制づくり
 - ・消防団・分団・部運営
 - ・消防機具庫下水道接続及びトイレ改修工事
 - ・消防用備品購入
 - ・防火水槽上石積等改修工事
 - ・水利道改修工事
 - 災害に強い村づくりの推進
 - ・ヘリポート管理
 - ・防災行政無線管理
 - ・沢地区急傾斜地崩壊防止事業負担金
 - 防災対策の整備
 - ・特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断等補助
 - ・非常食購入
 - ・災害ボランティアセンター倉庫設置委託
 - 防災の意識づくり
 - ・住宅用火災警報器点検及び交換業務委託
 - ・住宅用火災警報器設置補助

2. 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり

(1) 子育て支援の充実

- 子育て家庭への支援
 - ・出生祝金
 - ・出生記念品
 - ・小中学校入学祝金
 - ・出生記念苗木購入
 - ・乳幼児医療費助成
 - ・子ども医療費助成
 - ・児童手当給付
 - ・子育てサークル助成
 - ・チャイルドシート購入費補助
 - ・子育て支援学校給食費補助
 - ・やすらぎの里児童館運営委託
 - ・子育て支援ネットワーク事業委託
 - ・乳幼児育児用品助成
 - ・子育て相談医師等委託
 - ・子どもフック化物歯面塗布委託
 - ・6、9か月健康診査委託
 - ・1歳6か月健康診査委託
 - ・3歳児健康診査委託
 - ・乳幼児健康診査医師等委託
 - ・新生児聴覚検査補助
 - ・ウツダスタート事業実施委託
- 保育体制の充実
 - ・保育所保育実施委託
 - ・保育所運営費補助
 - ・管外保育所委託
 - ・家庭福祉員委託
 - ・保育従事職員宿舍借上支援事業補助
 - ・病児・病後児保育事業負担金
 - ・子育て支援保育料等補助
 - ・子育て支援充実補助
 - ・ひのほら保育園内科検診補助
- 安心して子どもが育つ環境づくり
 - ・ひとり親家庭医療費助成
 - ・児童育成手当給付
 - ・子ども家庭支援センター経費
 - ・防犯ブザー購入
 - ・ひきこもり支援対策経費
 - ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託
- 子育てしやすい環境づくり
 - ・子ども・子育て実態調査業務委託

(2) 高齢者福祉の推進

- 生活支援と介護負担の軽減
 - ・老人福祉施設措置
 - ・高齢者緊急短期入所事業委託
- 福祉サービス第三者評価受審費補助
- ・要介護者タクシー乗車料金等助成
- ・社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業補助
- ・介護保険訪問介護低所得者軽減給付
- 安心して暮らせる生活環境づくり
 - ・高齢者宅警報器等取付工事
 - ・高齢者住宅改修助成
 - ・福祉モノレール修繕及び保守点検等委託
 - ・最高齢者、米寿者記念品
 - ・敬老福祉大会の開催
 - ・敬老金の支給
 - ・高齢者対策推進委員会委員報酬
 - ・成年後見申立料
 - ・高齢者電話訪問事業委託
 - ・高齢者みまもり事業委託
 - ・高齢者世帯等ごみ回収業務委託
 - ・高齢者世帯等外出支援業務委託
 - ・高齢者世帯等買い物支援業務委託
 - ・高齢者先進安全自動車購入費補助
 - ・高齢者運転免許自主返納者支援補助
- 健康で活動的な生活づくり
 - ・高齢者クラブ連合会等補助
 - ・後期高齢者医療費助成
 - ・シルバー人材センター運営費補助
 - ・やすらぎの里ふれあいセンター管理委託
 - ・高齢者日常生活用具給付
 - ・温泉宅配委託
 - ・温泉センター「数馬の湯」利用補助
 - ・後期高齢者医療特別会計繰出金
 - ・高齢者理髪サービス委託
 - ・高齢者書道教室事業委託
 - ・高齢者地域貢献活動費補助
- 介護保険事業の充実
 - ・介護保険特別会計繰出金
 - ・介護サービス事業特別会計繰出金
- (3) 障害者福祉の推進
 - 公的扶助の充実
 - ・心身障害者福祉手当
 - ・障害者団体補助
 - ・障害者手当給付
 - ・重度身体障害者(児)住宅設備改善給付
 - ・療養介護医療給付
 - ・障害者自立支援医療給付
 - ・養育医療
 - ・高額障害福祉サービス給付
 - ・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
 - 障害者福祉サービスの充実
 - ・障害者自立支援給付
 - ・障害者グループホーム等支援
 - ・障害者日中活動系サービス推進事業補助
 - ・相談支援事業委託
 - ・障害者(児)短期入所補助
 - 地域生活支援事業の充実
 - ・障害者地域生活支援事業給付
 - 社会参加への支援
 - ・やすらぎの里福祉作業所運営委託
- (4) 地域福祉の推進
 - 福祉人材の育成・確保
 - ・社会適応支援事業委託
 - ・介護職員養成事業補助
 - 社会福祉協議会との連携
 - ・社会福祉協議会への助成
 - 交流機会の充実と福祉教育の推進
 - ・福祉センター維持管理
 - 生活福祉と社会保障の推進
 - ・国民健康保険特別会計繰出金(事業勘定)
 - ・秋川流域斎場組合負担金
- (5) 保健・健康づくりの推進
 - 健康づくりの推進と啓発
 - ・健康推進員謝礼
 - ・健康推進員運動教室委託
 - ・健康推進活動費補助
 - 予防・健診の強化
 - ・予防接種事業
 - ・定期予防接種補助
 - ・人間ドック検査委託
 - ・がん検診等の検(健)診事業の充実
 - ・肺炎球菌ワクチン接種補助
 - ・新型インフルエンザ予防接種補助
 - ・骨粗しょう症検診委託

平成30年度 おもな事業

- ・歯周疾患検診委託
- ・基本健診委託
- ・訪問歯科保健啓発事業賃金
- ・認知症予防教室実施委託
- 健康管理と健康増進の促進
- ・妊産婦健康診査委託
- ・保健師活動
- ・里帰り等妊婦健康診査助成
- ・健康教育栄養士等賃金
- ・阿伎留病院企業団負担金
- ・やすらぎの里保健センター運営
- ・旧伝染病院管理運営費負担金（青梅市立総合病院）

- ところと身体を健康づくり
- ・海の保養所いずたが利用助成
- ・健康相談医師委託

(6) 地域医療の充実

- 地域医療の充実
- ・国民健康保険特別会計繰出金（診療施設勘定）

3. 森や水と調和した産業振興の村づくり

(1) 地域特性を活かした農業振興

- 農地の保全
- ・小規模農道整備事業補助
- ・農道補修工事（全路線）
- ・有害鳥獣駆除委託
- ・加害獣進入防止対策事業
- ・猿追い払い用発信機購入
- ・猿追い払い事業委託
- ・有害鳥獣処理委託
- ・農作物獣害防止対策補助
- ・有害鳥獣駆除用捕獲檻購入
- ・獣害対策くくり農設置委託
- ・有害鳥獣駆除用デジタル簡易無線購入
- ・有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得支援事業補助

●就農者の育成・支援

- ・農業近代化資金利子補給
- ・獣害対策講習会講師謝礼

●特色ある農産品づくり

- ・農林業等振興事業補助
- ・ものづくりチャレンジ支援事業補助

●農業を通じた交流の促進

- ・地域交流センター管理運営委託
- ・地域交流センター修繕
- ・農業交流イベント実施業務委託

(2) 林業の活性化

●森林環境の保全

- ・森林管理巡視委託
- ・シカ害防止対策事業委託
- ・希少種調査業務委託
- ・東京都治山林道協会負担金

●森林振興の環境づくり

- ・林業従事者退職共済補助
- ・森林管理認証事務委託
- ・森林管理認証委託
- ・笹野向林道実施測量設計委託
L=200.0m
- ・立山林道実施測量設計委託
L=200.0m
- ・橋梁点検委託
- ・トンネル点検委託
- ・笹野向林道開設工事
L=140.0m W=4.0m
- ・立山林道開設工事
L=140.0m W=3.7m
- ・南沢林道補修工事
L=31.0m A=156.0㎡
- ・浅間林道補修工事
L=17.0m A=317.0㎡
- ・小坂志林道補修工事
L=8.5m A=38.5㎡
- ・林道補修工事（全路線）
- ・林道敷地立木補償
- ・林道清掃等業務委託
- ・林業近代化資金利子補給

●森林資源の利活用

- ・森林再生事業間伐作業委託
- ・水の浸透を高める枝打ち作業委託
- ・ふるさとの森管理運営委託
- ・都民の森管理運営事業特別会計繰出金

- ・地場産材活用対策奨励事業交付金（搬出補助）
- ・地場産材利用促進事業交付金（住宅補助）
- ・地場産材利用促進事業補助
- ・地場産材活用対策作業道開設事業交付金
- ・教育の森事業
- ・ふるさとの森管理運営計画見直し業務委託
- ・檜原村木材ブランディング業務委託
- ・おもちゃ等工房・収納庫建設事業
- ・トイビレッジ事業コンサルティング委託
- ・木工技術指導・開発・販路開拓委託
- ・木材天然乾燥施設建設工事

(3) 自然を活かした観光振興

●観光基盤の整備

- ・公衆トイレの維持、管理
- ・遊歩道等の維持、管理
- ・河川清掃委託
- ・修景地整備事業
- ・観光ごみ分別収集委託
- ・弘沢の滝周辺交通整理業務委託
- ・登山道巡視委託
- ・総角沢公衆トイレ設置工事
- ・弘沢の滝遊歩道ウッドファイバー舗装工事
- ・下元郷公衆トイレ建替工事
- ・数馬浅間尾根登山口公衆トイレ下水道接続工事
- ・沿道景観等修景立木補償
- ・秋川流域ジオパーク推進事業負担金

●特色ある観光づくり

- ・観光協会への補助
- ・温泉センター数馬の湯管理費
- ・弘沢の滝まつり実行委員会補助
- ・森林セラピー事業
- ・観光に資する森林資源整備事業業務委託
- ・小林家住宅活用イベント実施委託
- ・弘沢の滝周辺整備計画改定業務委託
- ・エコツーリズム推進協議会交付金

●情報発信の推進

- ・大多摩観光連盟負担金
- ・観光PRポスター作成負担金
- ・川遊びパンフレット作成補助

(4) 商工業の活性化

●地域商業の充実

- ・あさきの野商工会補助
- ・じゃがいも焼酎等製造事業基本計画策定支援業務委託
- ・商業施設増築工事
- ・ブランド力向上支援業務委託

●事業経営の支援

- ・小規模事業者経営改善資金利子補給
- 企（起）業誘致の推進
- ・企（起）業誘致優遇制度補助

4. 心豊かな村民を育む村づくり

(1) 家庭教育・幼児教育の充実

- 幼児教育の充実
- ・栄養士・助産師等賃金
- ・ブックスタート事業経費

(2) 学校教育の充実

- 豊かな心を育む教育の推進
- ・就学、教育相談室の運営
- ・鑑賞教室補助
- ・児童、生徒通学費補助
- ・高等学校等通学費補助
- ・バス停遠距離保護者送迎補助
- ・オリンピック・パラリンピック教育推進校事業補助
- ・中学生海外派遣事業
- 確かな学力を育む教育の推進
- ・学校図書館指導員賃金
- ・放課後学習教室指導員謝礼
- 健康・安全に生活する力を育む教育の推進
- ・小・中災害用備品購入
- 小・中一貫教育の推進
- ・小中一貫教育研究会補助
- ・小中一貫教育推進委員会委員謝礼
- ・教員異校種免許状取得費用補助
- 教職員の研修の充実
- ・学校経営研修会講師謝礼
- ・教員研修事業講師謝礼
- ・西多摩郡町村教員合同研修会講師謝礼
- 教育環境や学校施設の充実

- ・学校安全管理委託
- ・学校介助員賃金
- ・檜原小学校管理費
- ・檜原小学校教育振興費（教員、教材の整備充実）
- ・檜原小学校パソコン教室の運営、維持
- ・檜原中学校管理費
- ・檜原中学校教育振興費（教員、教材の整備充実）
- ・檜原中学校パソコン教室の運営、維持
- ・学校給食共同調理場運営費

(3) 社会教育・社会体育の振興

●社会教育の振興

- ・図書館の運営
- ・移動図書館の運営
- ・成人式の開催
- ・生涯学習事業（教養講座講師謝礼）

●社会体育の振興

- ・体育協会補助
- ・総合運動場管理運営（夜間照明含む）
- ・西多摩地域広域行政圏体育大会負担金
- ・東京ヒルクライム大会実行委員会補助
- ・檜原小学校プール開放事業委託（水質検査含む）
- ・スポーツ振興事業実施委託
- ・村民ハイキング補助

●地域間交流の振興

- ・ジュニアスキー教室
- ・地域間交流事業

(4) 文化と伝統の継承

●文化財の保全

- ・村指定文化財管理費補助
- ・文化協会補助
- ・国指定重要文化財管理経費
- ・国指定重要文化財モノレール用レール交換工事
- ・旧高橋家住宅造成工事設計委託
- ・旧高橋家住宅伐採片付作業委託
- ・旧高橋家住宅詳細設計及び補助支援委託

●伝統芸能の継承

- ・郷土芸能祭事業
- ・村技芸保存奨励

●郷土資料館の充実

- ・郷土資料館管理運営

5. 参加と交流の村づくり

(1) 定住環境の整備・充実

●良質な住宅の整備

- ・定住促進住宅補助
- ・定住促進（空家）補助
- ・住宅管理費
- ・村営住宅建設工事
- ・空家管理システム保守業務委託
- ・空家建物調査診断業務委託
- ・登録空家清掃委託
- ・登録空家案内等委託

●コミュニティ活動の活性化

- ・地域おこし事業補助
- ・空家地域活性化事業補助

●コミュニティ施設の充実

- ・人里・小沢・榎里・南郷コミュニティセンター、藤倉ドーム維持管理費
- ・榎里コミュニティセンター改修工事
- ・自治会館建設費補助

(2) 行政運営の充実

- ・地域おこし協力隊活動経費
- ・広報ひのはら発行
- ・社会保障・税に関わる番号制度に伴うシステム改修等
- ・都区市町村電子自治体共同運営サービス利用委託
- ・都区市町村電子自治体共同運営協議会負担金
- ・自治体情報セキュリティクラウド費用負担金
- ・L GWAN設備更改委託
- ・システム元号改正対応委託
- ・西多摩4町村電算システムIDC使用料

平成30年4月から 国民健康保険の制度が変わります。

これまで、国民健康保険の運営は、被保険者にかかった医療給付費などの支払いを区市町村ごとに行い、区市町村が保険税や国・都道府県からの公費と一般会計からの繰入金によりそれを負担するというものでした。しかし、年々増加する医療給付費や被保険者の高齢化により、区市町村の国民健康保険財政は非常に不安定になっています。こうした問題に対応し、将来にわたって国民健康保険制度を安定的に運営していくための「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、平成30年4月から国民健康保険制度が変わります。

この改正により、国民健康保険制度の財政運営の責任主体が区市町村から都道府県に変わります。

これは、都道府県が責任をもって、管内区市町村の国保事業の安定的な財政運営の中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図るようするためです。

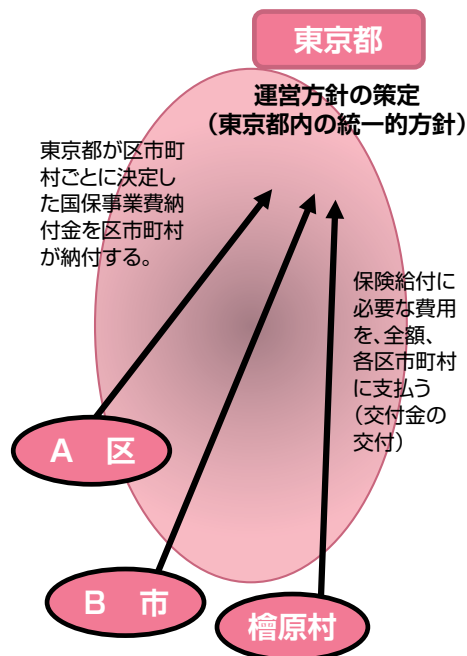
・国民健康保険の資格が都道府県単位に変わります

平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となり、都道府県単位で資格管理を行うこととなります。今後、更新される国民健康保険関連の証は、順次、「〇〇県国民健康保険」と表記されることとなります。

被保険者の資格取得・喪失の届け出、証の交付事務、給付の手続き、保険税の賦課・徴収の業務などについては、これまで同様、住所地の区市町村役場の窓口で行われます。

東京都と檜原村の役割分担

東京都の主な役割	
財政運営の責任主体	
国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	
区市町村ごとの標準保険税率を算定・公表	
保険給付費等交付金の区市町村への支払い	
檜原村の主な役割	
国保事業費納付金を都道府県に納付	
資格を管理（被保険者証等の発行）	
標準保険税率等を参考に保険税率を決定	
保険税の賦課・徴収	
保険給付の決定、支給	



※なお、平成30年度の檜原村国民健康保険税の税率は変更ありません。

◎ 問い合わせ先 檜原村 村民課 村民保険係 内線116・119

檜原村地域おこし協力隊 小西久司さん、杉本有香さん お疲れ様でした!

檜原村初の地域おこし協力隊として活動されていまして小西久司さん、杉本有香さんの3年間の任期が平成30年3月で終了となりました。お二人は平成27年9月に檜原村に移住し協力隊に委嘱され、小西さんは空き家、移住・定住化対策担当として、杉本さんは買い物支援対策担当として、地域活動の支援や住民の生活支援な

どの活動をしていただきました。

任期後もお二人は檜原村に住まわれ、地域の活動に関わりながら、小西さんは檜原村木材産業協同組合の事務局や林業の仕事を、杉本さんは食堂や訪問美容の仕事をするとのこと。

小西さん、杉本さん、大変お疲れ様でした。

秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」が 4月9日(月)にオープンします

▽**内容** 病児・病後児保育室は、病気中や病気の回復期にあり、保護者が仕事などにより家庭で保育を行うことが困難なお子さんをお預かりする施設です。あきる野市、日の出町、檜原村の3市町村内にお住まいのおさんが利用できます。

▽**愛称について** 「ぬくもり」とは、子どもたちが、親や保育室のスタッフなど人の温もりに触れ、保育室内の多摩産の木材やその間から差し込む柔らかな木漏れ日などの温もりを感じながら、快方に向かってほしいという意味が込められています。

▽**日時** 月曜～金曜日 午前8時～午後6時(祝日、年末年始を除く)

▽**場所** 公立阿伎留医療センター敷地内北側(あきる野市引田79-1)

▽**対象** 3市町村内に在住で、病気のため集団保育ができない、かつ、保護者がけがや病気、勤務などの都合により家庭で保育を行うことができない、生後6か月から小学校3年生までの児童

▽**定員** 1日当たりおおむね6人

※定員に達しない場合は、3市町村以外の児童も利用できます。

▽**費用** 1日2千円(3市町村の児童)
1日4千円(その他の児童)

※食事や飲み物などの提供はありませんので、持参してください。

▽**利用方法**

①あらかじめ利用する児童を登録(保護者との面接、施設説明、利用登録カードの交付など)

②利用する時は、前日までにかかりつけ医を受診し、医師連絡票を受領

③利用日の前日までに、医師連絡票などの必要書類を添えて申請(利用登録カードを持参)

④利用日当日、「家族との連絡票」を提出し、利用
※感染症の場合など、受け入れには一定の条件があります。また、状況により受け入れできない場合があります。詳しくは、事前登録の際に説明します。

▽**利用登録の受付(予約制)**

・「ぬくもり」…午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

▽**登録に必要な持ち物** 対象となる児童の住所が確認できる書類[母子健康手帳、乳幼児医療費助成制度医療証(マル乳)など]、保護者の写真。詳しくは、利用登録の予約時にご案内します。

▽**その他**

・「ぬくもり」には、駐車場と駐輪場があります。

・利用登録申請書等は、3市町村のホームページからダウンロードできるほか、福祉けんこう課窓口(やすらぎの里内)に配置しています。

▽**利用登録・申込み**

秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課 福祉係 ☎598-3121

秋川流域病児・病後児保育室「ぬくもり」 ☎518-7078

おしらせ

国民健康保険特定健康診査・ 後期高齢者医療制度被保険者の 健康診査・基本健康診査及び 総合がん検診のお知らせ

「特定健康診査・特定保健指導」は、平成20年度から医療保険者（国民健康保険・健康保険組合・共済組合・国保組合など）ごとに実施している事業です。40歳から74歳の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・改善を目指しています。

また、高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防のため、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けられた方を含む）を対象に健康診査を実施しています。

更に上記以外の方にも同様の目的で、基本健康診査を実施いたします。

また、平成30年度から総合がん検診についても各種特定健康診査と一緒に一度に受診できるようになりました。

<対象者>

村内に在住で下記に該当する方

①国民健康保険特定健康診査

檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方

②後期高齢者医療制度被保険者の健康診査

檜原村後期高齢者医療制度の被保険者の方

③基本健康診査

19歳から39歳までの方

**国民健康保険被保険者以外の方で健康診査の受診機会がない方
生活保護を受給されている方**

④総合がん検診

胃がん・肺がん・大腸がん検診は30歳以上の方

前立腺がん検診は40歳以上の男性の方

肝炎ウイルス検診は40歳以上の方



<受診方法>

いずれかの方法で受診してください。

(1) 集団健(検)診

- ・ 5月26日(土) 小沢コミュニティセンター
- ・ 5月30日(水) 福祉センター
- ・ 6月2日(土) 福祉センター
- ・ 6月3日(日) 人里コミュニティセンター
- ・ 6月6日(水) 福祉センター

※当日の受付時間は午前8時30分～11時です。

◎申込み方法

4月23日(月)～5月11日(金)

午前10時～正午・午後1時～5時まで(土日祝日除く)

フリーダイヤル **0120-973-493**

(2) 個別健(検)診

健(検)診期間 7月2日(月)～9月28日(金)まで

実施医療機関 檜原診療所(檜原村)

日の出ヶ丘病院(日の出町)

※受付時間等の詳細については、改めて広報等でお知らせいたします。

☆受診方法の変更に伴い、送迎制度については廃止となります。

対象者①②の方には受診券を送付いたしますので、申込みの際に内容をお伝えください。不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 村民課 村民保険係 ☎598-1011

福祉けんこう課 けんこう係 ☎598-3121

4月から乳がん・子宮がん検診を 日の出ヶ丘病院で受けることができます。

- 対象者……20歳以上の女性で、集団(検診車)の婦人がん検診を受診しない方
- 申込方法……日の出ヶ丘病院へ直接お電話でお申込ください。

電話 **042-588-8666**

- 受付期間……平成30年4月9日(月)～平成31年3月1日(金)
- 受付時間……午後1時～4時

* 検診車で集団検診は10月6日(土)・21日(日)に予定しています。

振り込め詐欺防止機能付き電話機 を支給します

今年度も村では、振り込め詐欺防止機能付き電話を支給します。
また、申請していない方は、ご利用ください。



◎振り込め詐欺防止機能付き電話機とは

通常の電話機能のほか、電話機の電話帳に登録の無い電話番号、非通知の電話に対しては、相手に名前を名乗らせる機能、また、会話を自動録音する機能がついた電話機です。

◎対象者

村内に住所を有し、振り込め詐欺防止機能付き電話機を有効利用しようとする世帯。

◎支給内容

- ・親機1台、子機1台の電話機1セット
 - ・自ら購入する場合は、補助金15,000円(上限)
- なお、器具等の支給、補助は、一世帯につき1回限りとします。

◎ 問い合わせ先 総務課 総務係 内線216

平成30年 春の全国交通安全運動

1 運動期間

平成30年4月6日(金)から4月15日(日)まで

2 交通事故ゼロを目指す日

平成30年4月10日(火)

3 メインスローガン

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

4 重点項目

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 二輪車の交通事故防止

5 内容

春の全国交通安全運動が実施されます。交通ルールをよく守り、正しい交通マナーを実施し、みなさん一人ひとりが交通事故の当事者とならないようお互いに気をつけましょう。



VIEW

5月の 人権・ 行政相談

日時 平成30年5月10日(木)
午後1時～午後3時

場所 檜原村役場3階
住民ホール



◎ 問い合わせ先
村民課 村民保険係
内線111・116

人権擁護委員 退任及び就任の お知らせ



村民の相談役としてご活躍されました数馬守人権擁護委員が退任となりました。長い間、大変お疲れ様でした。

平成30年4月からは、高取弥三郎氏が就任されます。

相談は無料で秘密も守られますので、ご利用ください。

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越し下さい。

◇日時 5月10日(木) 午後1時～午後4時(受付時間 午後0時50分～3時30分)

◇場所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 ・村民課村民保険係内線111・116
・東京司法書士会三多摩支会 ☎042-527-1919

〈広告〉

朝水揚げされたお魚を、その日のうちに檜原で直売！

真鶴漁協・おさかな号

毎月 第1、第3木曜日 かあべえ屋店頭 10:00入港！

詳細についてのお問い合わせは下記にご遠慮なくお申しつけください。

ショッピングストア

かあべえ屋

電話 042-588-5595

Fax 042-588-5512

平成30年度 後期高齢者医療制度保険料のお知らせ

平成30年度保険料について

被保険者の皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費の自己負担分（1割又は3割）を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。

残りの約5割を公費（国・都・区市町村）、約4割を現役世代からの支援金で負担します。

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費等に応じて定めることになっています。平成30・31年度（平成30年4月1日～平成32年3月31日）の保険料率は、平成30年1月の広域連合議会において、以下、「保険料の決め方」のとおり議決されました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額

被保険者1人当たり

43,300円

+

所得割額

賦課のもととなる所得金額*

× **所得割率8.80%**

=

保険料額(年額)

100円未満切捨て

(限度額62万円)

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

① 【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表 1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない	9割
33万円以下で上記9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円 + (27万5千円×被保険者の数) 以下	5割
33万円 + (50万円×被保険者の数) 以下	2割

※65歳以上（平成30年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円（高齢者特別控除額）は所得割額の計算では適用されません。

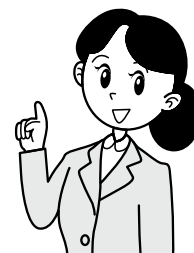
*世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

② 【所得割額の軽減】（東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表 2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%



③ 【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、平成30年度は5割軽減、平成31年度以降は加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません

なお、低所得による均等割額の軽減（表1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

お問合せは 〈土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時まで〉

・制度のことは 広域連合お問合せセンターへ

電 話 0570-086-519（IP電話、PHSの方は03-3222-4496へ）

FAX 0570-086-075

・個別のご相談・個人情報を含むことは 村民課 村民保険係 内線116・119

国民健康保険の手続きをお忘れなく

～加入・脱退の手続きは14日以内に～

こんなときには必ず手続きを……

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国保に加入する	他の市区町村から転入してきたとき (職場などの健康保険に加入していない場合)	本人確認できる書類、転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	本人確認できる書類、職場の健康保険を喪失した証明書、印鑑
	子供が生まれたとき	本人確認できる書類、保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	本人確認できる書類、生活保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめる	他の市区市町村へ転出するとき	本人確認できる書類、保険証、印鑑
	職場の健康保険に入ったとき	今までの国保の保険証と新しく加入した職場の保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印鑑
	死亡したとき	保険証、葬祭を行ったことを証明する書類、葬祭費の振込み先がわかるもの(喪主の方名義)、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書、印鑑
その他	同じ市区町村で住所が変わったとき 世帯主や氏名が変わったとき	本人確認できる書類、保険証、印鑑
	保険証を紛失または汚損したとき	本人確認できる書類、印鑑(汚損の場合は使えなくなった保険証)

※本人確認できる書類(免許証またはパスポート等)をお持ちでない方は、本人確認ができませんので保険証は後日簡易書留で郵送させていただきます。

- 国保の各種手続きにはマイナンバーの記入が必要です。「個人番号カード」または「通知カード」もお持ちください。

◎ 問い合わせ先
村民課 村民保険係 内線119

〈広告〉

消防・防災全般 備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 きしの防災

東京都知事許可(般18)第83107号
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

国民健康保険加入者の皆様へ 温泉でゆっくりくつろぎましょう ～割引助成券を発行します～

国民健康保険に加入している方に「檜原温泉センター数馬の湯」、「奥多摩温泉もえぎの湯」、「秋川溪谷瀨音の湯」、「生涯青春の湯つるつる温泉」の割引助成券を発行します。

ご希望の方は、国民健康保険証をご持参のうえ、村民課村民保険係へ申請してください。

割引利用期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

施設名	檜原温泉センター 「数馬の湯」	奥多摩温泉 「もえぎの湯」	秋川溪谷 「瀨音の湯」	生涯青春の湯 「つるつる温泉」
場 所	檜原村2430	奥多摩町氷川119-1	あきる野市乙津565	日の出町大久野4718
電 話	598-6789	0428-82-7770	595-2614	597-1126
営業時間	[平日] 午前10時～午後7時 [土・日・祝日] 午前10時～午後8時 (受付は営業終了 1時間前まで)	[4月～11月(7～9月を除く)] 午前9時30分～ 午後8時 [7月～9月] 午前9時30分 ～午後9時30分 [12月～3月] 午前9時30分～ 午後7時 (受付は営業終了1時間 前まで)	午前10時～午後10時 (受付は午後9時まで)	午前10時～午後8時 (受付は午後7時まで)
定休日	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	3月、6月、9月、12月 の第2水曜日	第3火曜日 (祝日の場合は翌日)
交 通	武蔵五日市駅よりバス 「数馬」行きに乗車 「温泉センター」下車	JR青梅線「奥多摩」行 きに乗車「奥多摩駅」 下車 徒歩10分	武蔵五日市駅よりバス 「上養沢」行きに乗車 「瀨音の湯」下車	武蔵五日市駅よりバス 「つるつる温泉」行き に乗車 終点
駐車場 (台数)	72台	40台	135台	150台
収容人員	160人	140人	140人	400人
泉質	アルカリ性単純温泉	メタほう酸、ふっ素	アルカリ性単純硫黄温泉	アルカリ性単純温泉
入館料金 (割引料金)	終日 大人(中学生以上) 820円→520円 小学生 410円→210円 未就学児 無 料	2時間 大人(中学生以上) 780円→480円 小学生 410円→210円 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 900円→700円 小学生 450円→250円 未就学児 無 料	3時間 大人(中学生以上) 820円→620円 小学生 410円→210円 未就学児 無 料
超過料金		1時間につき 200円(大人のみ)	1時間につき 大人200円 小学生100円	1時間につき 210円(大人のみ)

※年末年始の休館日・営業時間、メンテナンスによる休館日等につきましては直接施設にご確認ください。

◎ 問い合わせ先 村民課 村民保険係 内線119

個人番号カードの受け取りについて

個人番号カードの申請をされた住民の方には、個人番号カードの交付通知書が郵送されます。交付通知書を受け取られた方は封筒の中の書類を確認し、本人確認書類、通知カード等必要なものをそろえて、電話予約の上ご本人が役場まで受け取りにお越しください。（なおご本人が病気、身体の障害その他やむをえない理由により受け取りに来ることができない場合は、その理由を証明することができる書類とその他必要書類がそろえば代理人が受け取りに来ることもできます。）

◎ 交付場所 檜原村役場1階 村民課窓口

◎ 問い合わせ先 村民課 村民保険係 内線111・116

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 ☎0428-30-3410

一人で悩まずご相談ください [秘密厳守]

商品やサービスの契約・販売で疑問や不審に思うことについて、専門の相談員がお話をうかがい、不安解消や問題解決のお手伝いをいたします。相談内容はもちろん、相談に来たことも外に漏れることはありませんので、安心してお越し下さい。

電話勧誘販売 訪問販売 通信販売 一方的な商品の送り付け 心当たりのないインターネットの請求 契約トラブル 多重債務 その他、消費生活全般について気になっていること、不安に思っていることをお気軽にご相談ください。

日時 5月10日（木）午後1時～午後3時 場所 檜原村役場3階 住民ホール

◎ 問い合わせ先 産業環境課 産業観光係 内線126・130

檜原村高齢者等ごみ収集支援事業 をご利用ください！

この事業は、ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺うサービスです。ご利用には申請が必要です。

利用できる方

- ◆利用することができる方は、次の①～④項目をすべて満たした方が対象になります。
 - ①村内に住所を有する方
 - ②自らごみ等をごみ収集所まで排出することが困難な方
 - ③ご近所の方や身内の方等、他にごみ出しの協力を得ることができない方
 - ④次のいずれかに該当する方
 - (1) 要支援もしくは要介護と認定された方又は同等の状態を認められる方でおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または、65歳以上の方のみで構成されている世帯の方
 - (2) ひとり暮らしの障害者または障害者のみで構成されている世帯の方
 - (3) 75歳以上の方のみで構成されている世帯の方
 - (4) その他村長が必要と認めた方

対象とならない方

- ・ 檜原村ごみ収集業務によるごみ収集をしていない地域の方
- ・ 収集車輛がご自宅の近くまで行けない地域にお住まいの方（道路より概ね100m以内）

ごみ・資源の収集日と出し方

- ◆**ごみ・資源の収集日** 収集日は週1回です。（地域により下表の曜日に収集します。）

収 集 地 区	収集日（毎週）
東部地区（下元郷、上元郷、本宿(時坂)、笹野、茅倉、千足）	月 曜 日
南部地区（柏木野～数馬）	木 曜 日
北部地区（中里～藤倉）	金 曜 日

※祝日、年末年始（12/28～1/3）は収集しません。

- ◆**ごみ・資源の出し方** 週1回の収集日に、すべてのごみ・資源を玄関先に出して下さい。
（※品目ごとに分別し、これまでと同じように専用袋等でお出し下さい。）

可燃ごみ（生ごみ、プラスチック類、皮革類、ゴム・ビニール類等）	専用袋で出す。
不燃ごみ（陶磁器類、ガラス類、鋭利な金属）	専用袋で出す。
資 源 ①（缶、ビン、ペットボトル等）	バケツなどで出す。
資 源 ②（新聞紙、雑誌、ダンボール、衣類など布類）	ひもで束ねて出す。
小型家電（資源）※使用済小型電子機器	バケツなどで出す。

申請について

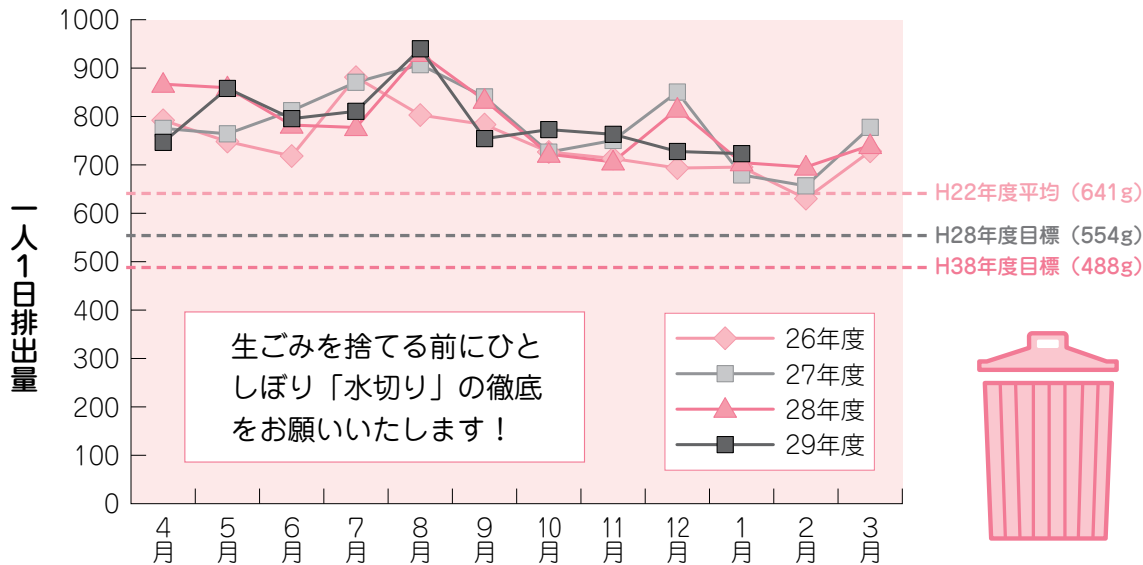
- ◆**申込窓口と申請方法** やすらぎの里 福祉けんこう課窓口、檜原村役場 産業環境課窓口
申請書に所定事項をご記入の上、上記申込窓口へ申請して下さい。窓口に持参できない場合には、郵送で申請することも可能です。

その他にこんなサービスも

- ◆定期的にごみや資源が出ていなかった場合、安否確認のために声を掛けさせていただきます。

◎ 問い合わせ先 檜原村 産業環境課 生活環境係 内線120・127

一人1日ごみ排出量（資源を除く）



皆様一人ひとりが毎日出しているごみの量をグラフにしたものです。

◎資源になる物は必ず資源へ！ ◎粗大ごみにする前に再利用や譲り合いを！ 目標に向かい力を合わせて頑張りましょう。

放射能測定情報について

村では、定期的に村内の放射能を測定しています。測定結果につきましては、下記のとおりです。

●村内5ヶ所

測定日	天候	小学校		中学校		都民の森		ひのはら保育園		やすらぎの里 児童館グラウンド	
		空間線量(μSv/h) 地面から高さ1m	空間線量(μSv/h) 地面5cm	空間線量(μSv/h) 地面から高さ1m	空間線量(μSv/h) 地面5cm	空間線量(μSv/h) 地面から高さ1m	空間線量(μSv/h) 地面5cm	空間線量(μSv/h) 地面から高さ1m	空間線量(μSv/h) 地面5cm	空間線量(μSv/h) 地面から高さ1m	空間線量(μSv/h) 地面5cm
2月16日	晴曇	0.08	0.08	0.07	0.09	0.08	0.08	0.07	0.09	0.08	0.09

※測定結果につきましては、国で示す基準値(0.23μSv/h)以下となっており、健康に影響を与える数値ではありません。

測定内容：測定対象の地上1m、5cm地点を村職員が測定(5回/30秒の繰り返し測定による平均)
使用測定器：シンチレーション式サーベイメータ
 RAEsystems製 DoseRAE2 PRM-1200

◎ 問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線120・127

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可(般-26)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2
 (代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
 日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
 消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
 自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

し尿汲み取り手数料の有料化等について

公共下水道が供用開始されてから3年を経過した地域内で、いまだ公共下水道へ接続されていない方は、汲み取り便所の汲み取り手数料が全て有料に、また浄化槽を設置しているご家庭は、清掃料金の軽減補助が打ち切りになりますので、公共下水道の供用が開始されている地域の方は、お早めに下水道への接続をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線120・127

檜原村公共下水道事業受益者申告のお願い

公共汚水ますを設置し、今年度供用開始予定（数馬地区の一部）のご家庭のお客様には、受益者の申告をお願い致します。

4月以降、村から「受益者申告書」をお送りしますので、受益者の方がご記名、押印のうえ、ご提出願います。この申告書をもとに後日「受益者分担金決定通知書」をお送りし、お客様に分担金をお支払いいただくこととなります。

なお、納入期限は納入通知書がお手元に届いた日の年度内で、期限を過ぎると延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、平成28年度までに供用開始された区域のお客様で、まだ分担金の納入がお済みでない場合は早急に納入くださいますようお願いいたします。

受益者分担金納入の流れ

村から「受益者申告書」の発送



受益者の方がご記名、押印のうえ
「受益者申告書」を村に提出



村から「受益者分担金決定通知書」
「受益者分担金納入通知書」の送付



納入
(役場会計課または指定金融機関)

環境・
下水道

◎ 問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線123・127

檜原村公共下水道事業受益者 分担金賦課対象区域のお知らせ

今年度新たに、下水道事業に係る受益者分担金の徴収を行う区域をお知らせいたします。

◆ 賦課対象区域

数馬地区の一部

◆ 賦課対象区域とは・・・

今年度下水道接続が可能となり、受益者分担金を徴収する区域です。

◆ 受益者分担金とは・・・

下水道接続に必要な分担金であり、各世帯に設置された公共汚水ます1箇所につき50,000円負担するものです。

皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線123・127

檜原村公共下水道料金の減免制度について

檜原村下水道条例施行規則の改正により、下記のとおり下水道料金の減免措置を行っていますので、お知らせします。



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

■下水道料金の減免措置を行うもの

① 公衆浴場営業

【減免内容】

・下水道料金	1月当たり8m ³ 以下の汚水排出量に係る料金について、16円に100分の108を乗じて得た額、及び1月当たり8m ³ を超える汚水排出量に係る料金について、当該汚水排出量1m ³ につき2円を乗じた額に100分の108を乗じて得た額
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 医療施設

【減免内容】

・下水道料金	1月5,000m ³ 以下の料金の10%
--------	---------------------------------

③ 社会福祉施設

【減免内容】

・下水道料金	料金の20%
--------	--------

④ 生活保護法による「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」又は「介護扶助」を受給されている方

【減免内容】

・下水道料金	1月当たり8m ³ 以下の汚水排出量に係る料金の全額を減額する
--------	--------------------------------------------

⑤ 用水型皮革関連企業

【減免内容】

・下水道料金	1月当たり200m ³ を超え、10,000m ³ 以下の汚水排出量に係る料金の50%及び1月当たり10,000m ³ を超える汚水排出量に係る料金の30%
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑥ めっき業

【減免内容】

・下水道料金	1月当たり100m ³ を超える汚水排出量に係る料金の20%
--------	-------------------------------------------

⑦ 染色整理業

【減免内容】

・下水道料金	1月当たり50m ³ を超え3,000m ³ 以下の汚水排出量に係る料金の10%
--------	----------------------------------------------------------------

⑧ 老齢福祉年金受給者

【減免内容】

・下水道料金	1月当たり8m ³ 以下の汚水排出量に係る料金の全額を減額する
--------	--------------------------------------------

⑨ 次の生活関連業種

パン製造小売業／クリーニング業／魚介類小売業／豆腐製造小売業／日本そば店／中華そば店／野菜小売業／かまぼこ水産加工業／こんにゃく製造業／民生食堂・大衆食堂／食肉小売業／大衆すし店／あん類製造業／めん類製造業／ソース製造業／つけ物製造業／そうざい製造業／つくだ煮製造業／ハム・ソーセージ製造業／水産物仲卸業／簡易宿所営業等／理容業／美容業

【減免内容】

・下水道料金	1月当たり51m ³ から200m ³ までの水量1m ³ につき5円を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た料金
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------

※減免措置を受ける方は、減免申請が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線123・127

4月・5月の栄養相談

【日時】 4月25日(水)・5月9日(水)
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。



4月の 精神保健巡回相談

【日時】 4月9日(月)
午後1時30分～午後4時30分

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。

詳細につきましては、お問い合わせください。

栄養
教室

ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場として、年6回開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

- ◎対象者 ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます(定員12名です。4月27日(金)までにお申込みください。)
- ◎日時 5月15日(火) 午前10時～午後1時
- ◎場所 やすらぎの里 保健センター



◎問い合わせ先 福祉けんこう課 けんこう係(やすらぎの里内) ☎598-3121

新生児聴覚検査について

新生児聴覚検査は、生後間もない赤ちゃんに、眠っている間に小さな音をきかせて、赤ちゃんの耳の聞こえに障害がないかを確認する検査です。出生後入院中に医療機関で行われます(一部行っていない医療機関があります)。医療機関で検査を受けた場合に補助を行います。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

- ◇対象者 補助対象検査を受けた新生児の保護者(村内在住)
- ◇補助対象検査 自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射検査(OAE)
- ◇補助額 5,000円(上限)

◎問い合わせ先 福祉けんこう課 けんこう係 ☎598-3121

成人用(高齢者)肺炎球菌ワクチン予防接種について

成人用(高齢者)肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施します。

◆**対象者** 檜原村に住民登録があり、過去に肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)の接種を受けたことがなく、下記の①・②のいずれかに該当する方

①平成31年3月31日までに下記の年齢になる方

- ・65歳(昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれの方)
- ・70歳(昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれの方)
- ・75歳(昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれの方)
- ・80歳(昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれの方)
- ・85歳(昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれの方)
- ・90歳(昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生まれの方)
- ・95歳(大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれの方)
- ・100歳(大正7年4月2日～大正8年4月1日生まれの方)

②接種日当日に60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級を所持している方
※対象となる方には別途通知します。

◆**接種場所** 檜原診療所 ※事前に申込が必要となります。

◆**接種期間** 平成30年4月2日(月)から平成31年3月29日(金) (土・日・祝日を除く平日)

◆**自己負担はありません**

◆**申込方法** 檜原診療所 (Tel 598-0115) へ申し込み下さい。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課 福祉係(やすらぎの里内) ☎598-3121

風しん抗体検査について

風しんは、風しんに対する十分な免疫を持たない女性が妊娠中に風しんにかかると、母体から胎児に感染し、胎児が先天性の心疾患、白内障、難聴等の病気(先天性風しん症候群)にかかる恐れがあります。その対策のために、下記の方を対象に風しんの免疫が保持されているかどうか確認する検査を行うことができます。

★**風しん抗体検査ができる方**

村内在住で19歳以上の妊娠を希望する女性で、風しん抗体検査を希望する女性。

★**検査期間**

平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)

土日祝日を除く平日

★**検査できる場所** 檜原診療所

★**検査にかかる費用** 無料

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課 けんこう係 ☎598-3121

平成30年度 檜原村重度障害者タクシー乗車料金等助成制度について

在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成いたします。

●対象者

村内に住民登録があり、平成30年4月1日現在、前年度の住民税非課税の方で、次の条件に該当する方（施設入所者は除く）

- ①身体障害者手帳1種3級以上の方
- ②愛の手帳2度以上の方
- ③精神障害者保健福祉手帳2級以上の方

●助成金の額

タクシー乗車料金またはガソリン購入費のいずれか一方を、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び保護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

●申請場所

やすらぎの里1階福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの（現金での支給は行いません。）、タクシー乗車料金領収書またはガソリン購入費領収書をお持ち下さい。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課 福祉係(やすらぎの里内) ☎598-3121

福祉・けんこう

こちら地域包括支援センターです!!



檜原村地域包括支援センターは、介護保険法に規定されている施設です。檜原村にお住まいの高齢の皆様を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えられるため、専門的な資格を持った職員が対応致します。

- 介護保険や介護について
- 成年後見制度について
- 介護予防や健康について
- 地域での困りごと
- 消費者被害や虐待について

などさまざまな相談に応じます。ぜひ、ご活用ください。



◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター（やすらぎの里内） ☎598-3121

介護予防教室に参加しませんか

昨年度に引き続き、今年度も介護予防教室を村内の2ヶ所で開催します。

介護が必要になる原因の約半分が、認知症、高齢による衰え、関節疾患、転倒・骨折などで、これらは予防することができます。運動・栄養・睡眠など、健康を維持するには日々の生活が大切です。介護予防教室では、運動指導や栄養改善講習などを実施する予定です。昨年度参加された方も応募可能です。参加を希望される方は福祉けんこう課福祉係までご連絡ください。健康寿命を延ばせるよう、介護予防に取り組みましょう。

① 樋里コミュニティセンター

開催日：平成30年5月2日～平成30年6月20日（毎週水曜日 全8回）
5/2・5/9・5/16・5/23・5/30・6/6・6/13・6/20

開催時間：午後3時～午後5時

② 南郷コミュニティセンター

開催日：平成30年5月11日～平成30年6月29日（毎週金曜日 全8回）
5/11・5/18・5/25・6/1・6/8・6/15・6/22・6/29

開催時間：午後3時～午後5時

締め切り：平成30年4月20日(金)

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課 福祉係 ☎598-3121

福祉
けんこう

がんばんべえのご案内

加齢による筋力・体力の低下を予防する体操をみんなで楽しく行いましょう！

「がんばんべえ」は、介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業として、社会福祉協議会に委託して実施いたします。

長い距離を歩くと疲れてしまう・・・
つい日中も家の中でゴロゴロしてしまう・・・
最近おなか周りが・・・

そんな方は是非ご参加ください！



- ◇日時 5月10日(木)から 毎週木曜日 午前9時30分～午前11時30分
- ◇場所 やすらぎの里
- ◇内容 筋力づくり体操・ストレッチ体操等
- ◇対象者 65歳以上の方
- ◇締め切り 4月20日(金)まで

◎ 申込み・問い合わせ先 檜原村社会福祉協議会 在宅サービスセンター ☎598-0085

スポーツ教室のお知らせ

グランドゴルフ 教室日程

グランドゴルフは、専用のクラブ及びボールを使用し8ホール（50m、30m、25m、15m×2箇所）で打数を少なくホールアウトできるかを競う競技です。子どもや初心者でも気軽に楽しめます。ぜひ体験していただき、西多摩地域広域行政権体育大会参加してみませんか？
用具等は、準備いたしますので運動の出来る服装で飲物を持参して参加ください。

開 催 日	場 所
4月28日(土)・5月19日(土)・6月16日(土)・7月7日(土)	総合グラウンド 午前10時～正午
9月8日(土)・10月20日(土)・11月17日(土)・12月2日(日) 大会	〃
平成31年3月23日(土)	〃

インディアカ 教室日程

インディアカは、ドイツで考案されたニュースポーツで、インディアカと呼ばれる羽根のついたシャトルコック状のボールを、ネットをはさんで手で打ち合う団体競技です。お気軽に参加ください。

開 催 日	場 所
4月13日(金)・5月11日(金)・6月8日(金)・7月6日(金)	檜原小学校体育館 午後7時～午後9時
9月21日(金)・10月12日(金)・11月16日(金)	〃
12月14日(金)・12月16日(日) 大会 ※大会は、時間別途	〃

村民スポーツ教室（バドミントン・レクレーション吹矢・スポーツ輪投げ等）

スポーツ教室は、下記日程により月2回程度、種目については、バドミントン・レクレーション吹矢・スポーツ輪投げ等を予定しています。初心者の方でも気軽に楽しめます。大人の卓球教室も是非ご参加ください。楽しくスポーツを始めて見ませんか。

開 催 日	場 所
（バドミントン・レクレーション吹矢・スポーツ輪投げ） 4月10日(火)・24日(火)・5月8日(火)・22日(火) 6月5日・(火)19日(火)・7月3日(火)	檜原小学校体育館 午後7時～午後8時30分
大人のスポーツ教室（卓球教室） 10月23日(火)・11月13日(火)・平成31年3月19日(火)	檜原村福祉センター2階 午後7時30分～午後9時

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般-26)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0214 東京都西多摩郡檜原村435-2
TEL 042-598-0139・042-598-0870
FAX 042-598-1300

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-16)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513
FAX 042-598-0047

図書館よりお知らせ

●リサイクル本無料配布のお知らせ

図書館では、保存期間の過ぎた雑誌等を無料配布いたします。
ご希望の方は、下記のとおり実施いたしますのでお知らせいたします。

記

- 実施期間 平成30年4月10日(火)～4月29日(日)
- 実施場所 檜原村立図書館
- 実施時間 午前10時～午後6時

『図書館室内履き用布ぞうりの新調』について

図書館の室内履き用として利用している布ぞうりを昨年より毎月2回8名のボランティアの皆さんと手作りにより16足の布ぞうりを完成させました。講師には、村内在住の酒枝公子さんを講師として、ボランティアの皆様と協力し、気持ちを含めた布ぞうりが出来上がりました。4月の入館から真新しいぬくもりある布ぞうりをぜひお試しください。

皆様のご来館をスタッフ一同お待ちしております。



◎ 問い合わせ先 檜原村立図書館 ☎598-1160

〈広告〉

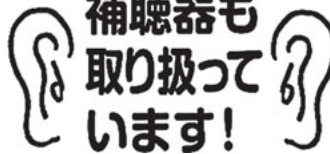
電気のことなら何でもご相談下さい!



太陽光発電も
当店におまかせ
ください!



お掃除がラクに
できる方法、
ありますよ



補聴器も
取り扱って
います!

各種電気工事



くらべてみればやっぱり近くのでんきやさん

アコス
ACOS

三十三電気

五日市店 あきる野市五日市20 平井店 日の出町平井2104-3
TEL (042) 596-1326 TEL (042) 597-2250
FAX (042) 596-2514 FAX (042) 597-2253

俳句教室を 開催しています

俳句教室を年間をとおり、毎月1回開催していますので参加してみませんか。

村内在住在勤の方なら誰でも参加できます。お気軽にご参加下さい。4月から6月までの日程をお知らせいたします。

- ▶ **日時** 4月19日(木)
5月17日(木)
6月21日(木)
午後1時30分～午後3時
- ▶ **場所** 檜原村役場内会議室

◎ お問い合わせ先
檜原村教育委員会 社会教育係
☎598-1011 内線226

水彩画教室を 開催しています

水彩画教室は年間をとおり、毎月1回開催していますので参加してみませんか。

村内在住在勤の方なら誰でも参加できます。お気軽にご参加下さい。4月から6月までの日程をお知らせいたします。

- ▶ **日時** 4月17日(火)
5月15日(火)
6月19日(火)
午後1時30分～午後3時
- ▶ **場所** やすらぎの里3階

◎ お問い合わせ先
檜原村教育委員会 社会教育係
☎598-1011 内線226

その他

第14回 檜原村チャリティーゴルフ大会 参加者募集

ゴルフを通じて参加者の親睦と交流を深めていただくと共に、気軽な社会福祉への貢献の場として開催します。主旨ご理解のうえ、大勢の方のご参加をお願いいたします。

- ◆ **実施日時** 平成30年6月5日(火) 1組目 9時スタート
- ◆ **場所** 上野原カントリークラブ
- ◆ **参加資格** この大会の趣旨に賛同された方。(原則として村内在住・在勤の方)
- ◆ **定員** 100名(申込み順とさせていただきます。)
- ◆ **参加費** 3,000円
- ◆ **プレー費** 13,500円(消費税込み、昼食・乗用カート・キャディ・利用税含む。)
- ◆ **申込方法** 平成30年4月25日(水)までに申込書にご記入のうえ、参加費(3,000円)を添えて実行委員会事務局へお申込み下さい。

※申込書は事務局ホームページからダウンロードできます。

<http://hinoharasyakyo.jimdo.com/> 住所 檜原村2717番地

◎ お申込み・問い合わせ先 檜原村チャリティーゴルフ大会実行委員会事務局
檜原村社会福祉協議会(やすらぎの里 ふれあい館3階) ☎598-0085

教育・
文化
その他

檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより

Vol.22



後列左から、細貝和寛、小西久司、杉本有香
前列左から、小川豪、松岡賢二



リノベーションスクールの
仲間たち

こにし ひさし 小西 久司 (人里在住)

檜原村に協力隊として着任し約2年半ですがとても時が過ぎるのが早く充実した毎日でした。また新しい命も授かりました。協力隊としての成果はあまり大きなものでなかったかもしれませんが、少しでも村が変わったのでは？と自負しています。また、後輩の細貝君、松岡君、小川君。4月から新たに着任する協力隊をこれからも温かい目で見守ってあげてください。私は協力隊としての活動が終わっても村に関わっていくために「まちを変えるための合宿」に参加してきました。ここで得られた経験を任期後も村のために活用して行きます。これからも村で見かけたらお気軽にお声をおかけください。本当にありがとうございました。

すぎもと ゆか 杉本 有香 (人里在住)

協力隊として広報に文章を書くのはいよいよ今回が最後となりました！檜原村に来てからの2年半は本当にあっという間に過ぎてしまった気がします。檜原村に来て本当にたくさんの方々のおかげでいただきました。檜原村に来る前までは、何事も自分一人ですぐにかしなないといけないと思って生きてきた気がしますが、こんなにも温かく、私なんかの為に力を貸してくださる方々が周りにたくさん居るといのは、本当に幸せな事です。都会生まれで故郷と呼べるような所がない私にとって、檜原村はもう故郷であります。本当にありがとうございました！そしてこれからもよろしくお願い致します！



素人の私が食堂をする為に少しでも知識を得ようと“野菜ソムリエ”を取得してみました！



下川乗・つるかご編み体験企画

ほそかい かずひろ 細貝 和寛 (神戸在住)

2月には、村民の方を講師として、今では失われてしまったなりわいの技術や文化を伝承するような体験の企画をしたいと考え、今回下川乗の方をお願いして手のひらサイズのつるかご編み体験を実施し、思った以上に自分もやってみたいという反響がありました。引き続き、季節に応じた体験を組んでいきたいと考え、隠れた村の“名人”を見つけないと回っていきます。我こそは、という方がいましたら、さらに嬉しいです！

おがわ つよし 小川 豪 (上元郷在住)

檜原村に越してきて2度目の春。協力隊一年目に掲げていた活動目標は「人とつながる」ことでした。「協力隊としての活動」と「住民としての活動」を通じて、少しずつではあるものの、檜原村内外のみなさんとのつながりが築けてきたように感じています。

さて、今年度はいよいよ任期後のプランを練っていかねば。将来檜原村で滞在・交流型の観光を実現するためには、滞在コンテンツや旅行商品の造成・販売を手がける旅行会社(ツアー会社)と、観光地域づくりの舵取り役となる日本版DMO法人が必要になるのではないかと考えています。それらの実現可能性について検討していきたいと思えます。

まつおか けんじ 松岡 賢二 (小岩在住)

この原稿を書いているのは2月下旬。メープルシロップ作りのお手伝いや、シロップ作り体験イベントも終わりました。4月からの活動計画を練る傍ら、副業で個人事業として始める予定の観光農業事業の構想も練っている所です。協力隊員としては役場の遊休農地対策・獣害対策や農家さんのお手伝いをして、個人では、街の人に檜原村の農業を体験して貰う観光農業ツアーや、街、村の人と一緒に畑を耕す『農園シェアリング』を構想しています。乞うご期待！



エコツーリズム先進地、
屋久島へ！



今年も檜原で農業体験を！

春はスタートの季節です

春（はる）の語源は、「張る」から来たと言われます。「張る」には、「はちきれそうにふくらむ」とか「強く盛んになる」などの意味があり、草木の芽がふくらんだり、万物がみな勢よく盛んになったりする様子から、「張る」が「春」になったという説です。

そのほかに、「発する→発る（はる）=いろいろなものが生まれる、発生する」という説もあります。いずれにせよ、新しいものが始まるのが春です。春を英語で Spring と言いますが、これにも「跳ぶ」「はねる」「植物が芽を出す」「生える」という意味がありますし、スプリングがびよんびよん跳びはねるイメージが浮かんできます。

トビという鳥がいます。ワシやタカの仲間で、檜原村でもよく見かける鳥です。トビは、羽ばたかず悠々と旋回しながら、空高く昇っていくことができます。楽に空を飛べて気持ちよさそうに見えますが、これは地表が暖められて生じる上昇気流をうまくとらえて乗っているのだそうです。目に見えない上昇気流によって、上へ上へと押し上げられているのです。

新年度を迎え、意欲が高まっている今、見えない力で支えられ、押し上げられれば、子供たちもこの上昇気流にうまく乗っていただけるのではないのでしょうか。上昇気流は、お父さんやお母さんの声掛けです。「う

ん、その調子」「OK」「ドンマイ」「それでいいよ」「だいじょうぶ」「平気だよ」「きつとうまくいく」のように、勇気を与え心が安定する言葉を掛け続けることで、子供は心のエネルギーを蓄え、自信をもつことができるのではないかと思います。

4月スタートの季節、子供たちにはつまずくことなく、将来に向かって自分の行きたい道を進み、自分のやりたいことを実現して欲しいと願っています。

しかしすべての子供が、よいスタートを切れたと感じている訳ではありません。新しい環境に慣れず、ゆううつな気分にいる子がいるかもしれません。チャレンジに失敗したと感じている子がいるかもしれません。そんな時も、やっぱり同じように勇気のわく言葉を与えることが大切です。勇気をもって次の準備ができるように。チャンスはまだまだいっぱいあります。1回の失敗が人生の失敗である訳がないのです。子供たちが、顔を上げ前に進めるよう、大人がみんな支えていきましょう。

「心に太陽を持って。あらしがふくこうと、ふぶきがこようと、天には黒くも、地には争いが絶えなかるうと、いつも、心に太陽をもて。」（フライシュレン詩、山本有三訳）

教育相談室は「見捨てない、見落とさない」という方針で子供を支えます。

檜原村教育相談室長 加藤 純

● 檜原村教育相談室 ●

子供たちの健やかな成長を支援するために教育相談室はあります。いじめ・不登校・問題行動・学業不振など、お悩みの方で相談ください。来室相談のほか、電話相談やメール相談も受け付けます。ご希望があれば、指定場所への訪問相談もします。保護者の方からでも、本人からでも大丈夫です。

まずはお電話を。留守の場合は、留守電に。こちらから後ほどお電話します。

電話番号：598-1161（平日 午前8時30分～午後4時30分）

メールアドレス：soudanshitsu@bz03.plala.or.jp

★相談の秘密は必ず守ります。安心してご相談ください。

学校だより

いま、檜原学園檜原小学校では

【平成30年度スタート!!】

3月22日(木)に9名の卒業生が、6年間の思い出を胸に、中学校へ巣立ちました。

4月6日(金)は入学式、始業式です。教職員が一丸となり、児童一人一人がより大きく成長できる一年にしていきます。

檜原小中学校での一貫教育も8年目となりました。今年度も外国語学習の更なる充実や、タブレットを用いたICT教育の拡充、その他にも村の資源を活用した総合的な学習の拡大を図っていきます。また、3回目となる檜原学園運動会を、5月26日(土)に開催いたしますので、ぜひご予約ください。

【檜原学園の目指す学校像】

- 自ら学び行動する力を育む学校
- 地域・家庭とともに育む学校
- 継続的・多角的に育む学校

【檜原学園の目指す子供像】

- 自ら学ぶ子供
- 明るく素直で、感性豊かな子供
- 元氣な体をつくる子供

【檜原小学校 教育目標】

- すずんで学ぶ子
- 思いやりのある子
- たくましく生きる子

【檜原小の目指す学校像】

教職員と保護者、地域の方々理解と信頼を深め、児童が学びを楽しみ、将来の夢に向かって生きる力を育む教育活動を推進する学校。

【学】校：自ら学び行動する力を育む学校

【楽】校：児童が学校生活を楽しみ輝くところ

【合】校：様々な人や学びと出会い、力を合わせて取り組むところ

【特色ある教育活動】

1 基礎学力向上に向けた取組

- 授業のユニバーサルデザイン化
 - 村学カテスト、漢検、英検 Jr ・ 群読朝会
 - 親子読書週間 ・ 落語教室 ・ 書写指導
 - 俳句 ・ 読み聞かせ ・ 学習支援ソフトの活用
- 2 縦割り班や異学年交流の充実 他地域の学校との交流
- 3 外国語・外国語活動の充実
- ALTや中学校教員との連携 第3・4学年：35時間
 - 第5・6学年：70時間 第1・2学年も教科外で実施
 - 東京グローバルゲートウェイ訪問による英語生活体験（6年）

4 音楽活動の充実

- 連合音楽会（第2学年～第6学年の合唱）

5 体力向上・食育・健康教育

- ボッチャ教室、キンボール教室 ・ 元氣アップウィーク
- ロングあそび ・ 歯科指導 ・ 栄養士による食育

6 小中保の連携

7 高齢者福祉施設との交流

8 地域の学習

- 林業体験・椎茸栽培・野鳥観察 ・ バードカービング
- 檜原米栽培 ・ ひのじやがや大根等栽培
- ピオトープ・つるかご作り・ヤマメ等

【30年度おもな学校行事年間予定】

【1学期】

- 4月 6日(金) 始業式 入学式
- 4月 21日(土) 学校公開日 全校保護者会 PTA総会
- 5月 26日(土) 檜原学園運動会
- 6月 18日(月) 水泳指導始
- 6月 23日(土) 学校公開日(檜小祭り)
- 6月 26日(火) 授業参観・保護者会(4～6年)
- 7月 2日(月) 授業参観・保護者会(1～3年)
- 7月 3日(火) 小中合同セーフティ教室
- 7月 11日(水)～13日(金) 臨海学園(5年)
- 7月 20日(金) 終業式

【2学期】

- 8月 27日(月) 始業式
- 8月 31日(金) 防災引渡訓練
- 9月 12日(水)～14日(金) 日光移動教室(6年)
- 10月 27日(土) 学芸会
- 11月 29日(木) 授業参観・保護者会(1～3年)
- 12月 1日(土) 小中マラソン大会
- 12月 6日(木) 授業参観・保護者会(4～6年)
- 12月 25日(火) 終業式

【3学期】

- 1月 8日(火) 始業式
- 1月 12日(土) 小中道徳授業地区公開講座
- 1月 23日(水)～25(金) 書写展
- 2月 15日(金) 保護者会(1～3年)
- 2月 19日(火) 保護者会(4～6年)
- 2月 22日(金) 6年生を送る会
- 3月 22日(金) 卒業式
- 3月 25日(月) 修了式

村民ハイキング参加者募集!!

いよいよ春の行楽シーズンがやってきます。ハイキングに
でかけて気持ちの良い汗をかいてみませんか？

檜原村スポーツ推進委員会では、今年も「村民ハイキング」
を下記のとおり実施いたしますので、ご近所お誘い合せの上、
皆様そろってご参加下さい。



前回 川越ハイキングより

◆日 時 平成30年6月3日(日)

◆場 所 東京葛飾 小岩菖蒲園と柴又帝釈天周辺の散策
『寅さんを訪ねよう!』

小岩菖蒲園見学 → 江戸川沿い徒歩40分 → 柴又帝釈天周辺見学

◆時 間 村立図書館前出発 7時00分(6時45分集合) 出発

夕方5時頃へ村立図書館前に帰る予定

(車は、総合運動場へ駐車してください。)

◆持 ち 物 お弁当(現地のお店等でも昼食可)、飲み物、タオル等

◆対 象 者 村内在住在勤の方でハイキングに興味のある方

◆募 集 人 員 40名(先着順)

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

※申込みをされる方は、氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

◆参 加 費 2,000円(中学生以下は500円)

(傷害保険代その他費用として)

◆申 込 期 間 平成30年4月27日(金)午後5時まで



◎ 申し込み先 檜原村教育委員会 社会教育係 ☎598-1011

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話	日(曜日)	医療機関名	住 所	電 話
4月8日(日)	瀬戸岡医院	あきる野市 二宮1240	558-3930	30日(月)	小机クリニック	あきる野市 小中野160	596-3908
15日(日)	あべクリニック	あきる野市 瀬戸岡474-6	558-7730	5月3日(木)	伊藤整形外科	あきる野市 秋川3-5-7	558-6211
22日(日)	こばやし内科小児科クリニック	あきる野市 草花1439-9	518-2088	4日(金)	櫻井病院	あきる野市 原小宮1-14-11	558-7007
29日(日)	星野小児科内科クリニック	あきる野市 小川東1-19-20	559-7332	5日(土)	樋口クリニック	あきる野市 秋川3-7-5	559-8122

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

※午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 521-2323
携帯電話・PHSは#7119

秋川消防署 TEL 595-0119

東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (3月1日現在)

	前月比
世帯数	1,188世帯(7増)
人口	2,240人(3増)
男	1,114人(2減)
女	1,126人(5増)

「広報ひのほら」は再生紙を利用しています。

～今月の表紙～ 「春の夜の灯火」

まだどこか寒さ残る檜原村の春の夜、人里バス停小屋と優しく寄り添うように咲くしだれ桜が美しくライトアップされています。その姿に魅了され、いつまでも見ていたくなります。皆様もぜひ夜桜鑑賞にお出かけください。見頃は例年4月中旬頃です。